

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

第三卷 第三号

目 録

● 論 說

● 典獄服制の必用を論じて反對者の妄を辨す

山 陰 笠 津 生 稿

● 設米立憲國警察の現狀に照して我國警察の將來を論ず(承前)

日 鼻 豐 作 稿

● 監獄費國庫支辨論

天 花 生 稿

● 訴權を論ず

法 學 士 永 井 久 滿 次

● 請願巡查廢すへし

無 溪 學 人

● 法令註解

● 警察禮式註解(承前)

● 巡查採用規則註解(承前)

● 統計

● 明治廿四年十月々々末全國在監人現在表

● 寄 書

● 略本層類似出版物發賣領布の禁止に就て(承前)

南 山 子 稿

● 犯數詳稱を防ぐに足るべき好方便はなきや

某 生 投

● 刑罰計算に關する富山地方裁判

某 生 投

所の決定に對する疑議

在 監 宮 如 夢 居 士

● 雜 錄

● 明治廿四年中警察上重要な記事

● 看守訓練試作(承前)門外漢稿

● 雜 報

● 豫校令に關する「リヨースレン」博士の意見

● 會の議決に關する「リヨースレン」博士の意見

● 署長に關する「リヨースレン」博士の意見

● 検査に關する「リヨースレン」博士の意見

● 運轉に關する「リヨースレン」博士の意見

● 衛生に關する「リヨースレン」博士の意見

● 工務に關する「リヨースレン」博士の意見

● 生計に關する「リヨースレン」博士の意見

● 然病に關する「リヨースレン」博士の意見

● 現役の報告に關する「リヨースレン」博士の意見

● 二十五年の報告に關する「リヨースレン」博士の意見

● 五年の報告に關する「リヨースレン」博士の意見

● 外國法令

● 英國發物取締規則(承前)

● 附 錄

● 法律原論(承前)

英國の「リヨースレン」博士の意見

法 學 士 永 井 久 滿 次 校 閱

大 久 保 健 吉 反 譯

● 江戸小傳馬町獄舎明細圖

警察監獄學會發兌

警察監獄學會雜誌第二卷第二號

本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識論を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般、緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣らひ秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再編以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち休格性質技能知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又戒護の要は何よにあるか如何せは能く適實に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於て運動、教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論し之れに處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更に進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守が監獄官吏として囚人に接する所の方法即ち囚人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の囚人に對する處遇の方法を述べ上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり。

本書題註して看守必携と謂ふも雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下の吏員をも包括しあるものなりとす、這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君が本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感じらるゝ所なるを信す、否な獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざるべきを以てなり是れ即ち本書の題名を以て單に看守必携と謂はすして況く獄務提要と命名せられたる所以なる歟。概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として之を採用せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守として職務に従事せらるゝの諸君は必ず一本書を備へて之を研究せられ且つ苟くも監獄官吏殊に看守とし

警察監獄學會雜誌第三卷第二號

論 說

●典獄服制ノ必要ヲ論ジテ反對論者ノ妄ヲ辨ズ

山陰笠津生稿

吾輩嘗テ警察監獄學會雜誌第九號小河滋次郎君ノ典獄服制論ヲ讀ミ竊ニ謂ヘラク
 嗚呼之レ治獄上ノ一大緊急至言而シテ其說ヲナスヤ實際ニ徴シ理論ニ據リ深ク性
 質ヲ討テ廣ク例ヲ各國ニ採リ丁寧反復議論剴切至迂ト雖モ亦以テ發スルニ足ルト
 賛嘆措カズ吾固ト典獄服制ノ必要ヲ確執スルモノ而シテ會マズ論ノ出ヅルニ遇フ
 獨リ意見相投シ憂ヲ共ニスルモノアルヲ悦ブノミナラズ天下先憂ノ士舉テ斯說ニ
 合同協賛シ冀クハ服制々定ノ期一日モ速カナルヲ得ント歡喜自ラ禁ゼズ何ゾ圖
 ランヤ之ニ反對ヲ唱フルモノ、アラントハ然ルニ天下ノ一寒生ト號シ學會雜誌第
 二卷第二號ニ於テ典獄ノ服制ハ無用ナリトシ其說ヲ述ブルモノアリ其大要ヲ摘舉
 スレバ曰ク典獄ノ囚人ニ於ケルヤ仁醫ノ病者ニ於ケルカ如シ仁醫ヲシテ儼然タル

制服ヲ着シ悽然タル秋水ヲ佩シムルハ一驚ヲ喫セザルヲ得ズ曰ク威ハ紀律ノ母ナレバ典獄ハ絶テ威ヲ損スルコトアルベカラズト雖制服ヲ装セザレバ威ヲ保ツコト能ハズト云ノ理アラシヤト歸スル所ハ制服ヲ着スルヲ以テ矯正感化ノ主義ニ戻ル所以トナスモノ、如シ奇モ亦甚シト云フ可シ凡ソ社會ノ事物ハ複雑繁多ニシテ利害錯雜一目シテ其得失ヲ判定シ得ヘキモノ至テ稀レナリ加之同一事物ニシテ時ト處トニヨリ全ク其利害ヲ異ニシ其係ル所ノ彼ト此トニヨリ其得失大ニ相背馳スルヲアリ之ヲ以テ苟モ利害ヲ判シ其取捨ヲ決セント欲セバ虚心平氣須ラク充分ナル觀察ヲ遂ケ利アリト雖害之ニ勝ラバ以テ捨ツベク害ナキニ非ズト雖利ニシテ之ヲ償フテ餘リアラバ斷シテ取ルベシ然ルヲ況ンヤ其純利ナルモノニ於テオヤ古ヨリ異端邪說ノ社會ノ發達ヲ妨クル所以ノモノハ未タ嘗テ其觀察ヲ誤リ取捨其宜ヲ失フニ由ラズンバアラズ

今マ典獄ノ服制ヲ定ムルノ可否其ノ何レカ正其ノ何レカ謬ナルヲ論セシト欲セバ須ラク觀察ヲ廣深ニシ利害ヲ判明シ其取捨ヲ決スルヲ要ス此ニ於テカ先ツ其一般ナル服制其者ノ性質ヲ辨ゼザル可ラズ古者先王之制禮也爲冕服采章以旌之爲佩玉鳴璫以聲之其因ル所内外相待ツテ其全キヲ得ントスルニ外ナラズ世道漸ク進ンテ事物益複雑ニ人事益多岐ナリ而シテ後冠婚喪祭ノ禮文武僧侶ノ官職ニ至ルマデ各其服裝ヲ異ニスルニ至ル畢竟其内ニ持シ外ニ處スルニ適スル所以ヲ取レル自然ノ進歩ト云ヘキナリ近世ニ至リテハ同ジク文官ニシテ法官ハ法官ノ服制アリ警官ハ警官ノ服制アリ同シク武官ニシテ陸海軍人其裝ヲ別ツカ如ク愈繁多ニシテ愈多岐ニ分ル蓋シ其宜ヲ得タルモノト云フベシ既ニ各其官職ニ應シテ其服制アリ典獄獨リ服制ナクシテ可ナランヤ服制ノ止ムベカラサルヤ良ニ斯ノ如シ然ラバ則チ典獄ハ如何ナル服制力之ニ適スベキ曰ク紀律威嚴ヲ保ツテ餘リアルベク且其職務執行ニ至適スベキ性質ヲ具備スルノ制服ニシテ即チ可ナリ

夫レ幾多ノ罪囚ヲシテ獄則ヲ遵奉セシメ懲惡矯正ノ實ヲ舉ゲ得ベキ所以ノモノハ嚴然敬畏スベキノ紀律ト凜然侵犯スベカラザルノ威嚴トニアラズヤ直接罪囚ヲ看守スルノ官吏ヲシテ一舉一動規ヲ踏ミ矩ヲ越ヘズ正當ノ職務ヲ盡サシムル所以ノモノハ又整然タル紀律ト肅然タル威嚴トニアラズヤ而シテ之レカ統督ノ任ニ當リ之レカ模範ヲナスベキモノハ實ニ典獄其職ナリ是ヲ以テ典獄タルモノハ内ニ確乎

トシテ統督管理スベキノ心術ヲ存シ外ニ儼乎トシテ紀律威嚴ヲ保持セザルベカラズ未ダ聞カズ威容己レニ成ラズシテ而シテ能ク人ヲ威服セシムルモノアルヲ制服ハ洵トニ威容ヲ成ス所以ナリ心術威容相依リ相待テ始メテ端然内ニ處シ肅然外ニ及スヲ得ヘキナリ且ツ夫レ典獄ノ職タルヤ晝夜兇惡奸邪ノ囚徒ニ接シ時ニ或ハ其銳利ナル器械ヲ携帯スル中ニ入テ之ヲ督責獎勵スルモノナレバ彼等萬一ノ暴行ニ備フベク若シクハ彼等ヲシテ得テ加フベカラザルノ念慮ヲ抱カシムルニ足ルベキ相當護身ノ具ヲ帶ビズンバ一朝事アルニ臨ンデ勢其職務ヲ辱シメザラント欲スルモ豈ニ得ンヤ若シ夫レ之ヲ己レニ規セズシテ能ク人ヲ方ニシ囚徒ニ直接シ危險ヲ侵スベキハ看守ノ事ニシテ典獄ノ親ラスベキ所ニアラズト云フガ如キモノアラバ吾又何ヲカ言ハンヤ其利弊得失昭々乎トシテ斯ノ如ク其レ明ヲカナリ非服制論者ハ然カモ尙其害ヲ謂ハントスルカ請フ一步ヲ進メテ論者ノ妄ヲ辨ゼン

彼ノ非服制論ヲ主張スル天下ノ一寒生トハ抑モ何人ゾヤ何爲レゾ治獄ノ本體ヲ辨ザゼルノ過太シキヤ何爲レゾ其言ヲ謹マザルノ甚シキヤ其說ニ曰ク典獄ハ仁醫ノ如シ仁醫ニシテ儼然タル服裝ヲナスハ喫驚ニ堪ヘズト其仁ヲ爲スノ點ニ於テ典獄ハ仁醫ト類ヲナスト云フハ則チ可ナリ其典獄ノ所行仁醫ト同一ナルベシトハ何等ノ謬見ゾ其目的タル仁ニ於テハ固ヨリ一轍ナラザルベカラズト雖モ其ノ之ヲ爲スノ手段モ亦同一ナラザルベカラズトハ其目的ト手段トヲ混合錯亂セルノ甚シキモノニ非ズヤ死シテ而シテ其處ヲ得ルモ義ナリ死セズ而シテ其宜ヲ保ツモ亦義ナリ與ヘテ而シテ人ヲ救フモ仁ナリ與ヘズ而シテ人ヲ起スモ亦仁ナリ均シク之レ義ナリ一ハ死シテ之ヲ全フシ一ハ死セズシテ之ヲ保ツ均シク之レ仁ナリ一ハ與ヘテ之ヲ惠ミ一ハ與ヘズシテ之ヲ愛ス典獄ノ仁ヲ爲ス所以國手ノ仁ヲ爲ス所以其相同シカラザル智者ヲ待ツテ而シテ後ニ知ラザルナリ宜ナリ論者ノ國手ヲシテ典獄ニ要スベキノ服裝ヲナサシメバ喫驚措カズトナスモ論者自ラ謬見ヲ描出シテ自ラ其異ナルニ驚ク何ゾ其レ惑ヘルヤ論者又曰ク典獄ハ紀律ヲ保ツベシ威嚴ヲ損スベカラズ然リト雖モ制服ヲ裝セザレバ威ヲ保ツコト能ハズト云フノ理アラシヤト其紀律ノ確保スベク威嚴ノ失墜スベカラザルハ固ヨリ天下ノ公論自然ノ至理ニシテ何人ト雖モ得テ誣ユベカラザル處服制ノ要由ノ起ル所ナリ既ニ之ヲ知り而シテ制服ニ非ルモ之ヲ保持シ得ベシト云ハ即チ制服紀律威嚴ヲ保持スルニ適當ナル性質

チ有スルモノタルヲ明言セルモノニシテ尙ホ何ヲ苦ンデカ殊更ニ消極的ニ之ヲ避ケ以テ其維持スベキ處ヲ全フセント欲スルヤ其制服ノ要否如何ヲ精細ニ觀察シ其利弊ヲ探究シ利ハ則チ利ナリト雖モ之ヲ用ヒザルモ可ナリトナスカ通ゼザルノ説ト云フベシ蓋シ制服ノ紀律威嚴ヲ保持ニ得ルノ利ハ以テ其慈愛ノ點ニ影響スルノ害ニ如カズトノ妄想ニ出ツルモノ乎是亦タ畢竟紀律ヲ以テ壓窄ノ具トナシ威嚴ヲ以テ苛酷ノ體トナスノ謬見ニ坐スルノミ然ラズンバ何ヲ以テカ其紀律威嚴ヲ保ツニ必要ナル所以ノ制服ニシテ殺伐無慈悲ノ影響ヲ醸スニ至ルベシト云フヲ得ンヤ假ニ歩ヲ讓テ制服ノ由テ來ル所以ヲ誤マリ制服ニ籍テ其威貌ヲ弄スルノ弊ニ陷ルカ故ニ之レ無用ナリト云ンカ之レ服制ノ無用ナル所以ニアラズシテ典獄其人ノ無知無識ヲ憂フルノ説ナリ我國人文未タ毆米ニ及ハサル所アリト雖苟クモ典獄其人ニシテ其愚三尺ノ兒童ノ如キモノアラシヤ其是非良ニ服制ノ要否ニ關セザルヤ遠シ矣論者又曰ク紀律ハ監獄ニ在テノミ必要ナルニ非ズ社會至ル所必要ナリ若シ紀律ヲ確立センガ爲メニハ必ズ制服ヲ要スト云ハバ世人悉ク制服ヲ裝セザルベカラザルナリ嗚呼豈ニ亦此ノ道理アラシヤト然リ監獄ノミ紀律ヲ要スルニアラズ社會一般紀律ヲ要スベキハ論ヲ待タズ論者ハ其紀律ノ寬嚴ニ應ジテ官職ハ勿論實際社會ニ冠婚喪祭等紀律制服假令寬ナルニモセヨノ行ハル、ヲ知ラサル乎其ノ或ハ紀律服裝ノ不整ナルモノモ之レアラシ之レ未ダ其域ニ進マザルカ若クハ其必要ナキニ由ルノミ監獄ノ如キハ固ヨリ尋常一般ヲ以テ論シ得ベキモノニアラズ其極メテ紀律ノ嚴肅タラサルヘカラサルヲ以テ隨テ之ニ要スベキ制服ヲ必須トスル所以ハ實ニ止ムヘカラザルノ數ニアラズヤ是ヲ之レ圖ラズシテ徒ニ比ヲ他ニ採ル豈ニ治獄ノ要ヲ忘レテ監獄ヲ以テ尋常社會ト同一視スルモノニアラズヤ以上論者ノ確執スル概要ヲ討究スルニ其一モ是認スルニ足ルヘキ處ナキヤ斯ノ如シ其ノ何レノ點ヨリ觀察ヲ下シ其ノ那邊ヨリ得失ヲ判スルモ其利其益炳然トシテ誣ユベカラズ其他毆米ニ例類ナキヲ以テ無用ナリトシ或ハ文武兼攝ノ故ヲ以テ不要ナリト論ズルカ如キハ曩ニ小河君ノ之ヲ駁スルアリ今又茲ニ之ヲ贅セズ

要之典獄ノ服制ニシテ一定セン乎些末ノ弊ヲ見ズシテ紀律威嚴ノ上ニ於テ頗ル裨益ヲ與ヘ治獄上一新面目ヲナスベキヤ必然ノ理ナリ其無害斯ノ如ク其裨益斯ノ如シ何爲レゾ遲疑ヲ其間ニ狹ムヲ得ベケンヤ利ハ微小ト雖之ヲ捨テズ善ハ些末ト

雖モ之ヲ取ルハ君子ノ事ナリ況ンヤ其利純且ツ大ナルモノニ於テオヤ當局者何ゾ速ニ服制ヲ制定シテ治獄上ニ一新面目ヲ與ヘザル吾輩庸劣固ヨリ君子ヲ以テ居ラズト雖亦國家ノ爲メニ善ヲ求ムルニ急ナルモノナリ余ノ此ノ非制服論ヲ耳ニスルヤ殆シド前一年ニアリ當時思ヘラク謬論以テ齒牙ニ掛クルニ足ラズ至理ノ存スル處遠カラズメ顯ハレザルヲ得ズト而シテ事茲ニ出デズ今尙其制定ヲ見ルニ及バズ憾何ゾ任ヘシ惟之思之默セント欲シテ默スルニ忍ビズ敢テ服制ノ必要ヲ論ジテ反對論者ノ妄ヲ辨シ併セテ切ニ當局者ニ望ム吾豈ニ辨ヲ好ンヤ吾止ムコヲ得ザレバ也

●歐米立憲國警察ノ現狀ニ照シテ我國警察ノ將來ヲ論ス

(承前)

日鼻豐作稿

今ヤ本邦警察ノ有様ハ既ニ嚴正的警察ノ時期ヲ經過シテ保護的警察ノ時期ニ在ルモノナリ然ラハ則チ我國警察モ亦タ夫ノ歐洲立憲國ノ如ク將來或ハ機關的警察ノ時期ニ進入スヘキ傾向アルヤ否ヤ、余輩ハ固ヨリ之レヲ豫言スル能ハスト雖モ國体上恐ラクハ此ノ如キ傾向ヲ生スルコトハ萬一モ之レナカルヘシト信スルナリ、然レトモ警察業務ノ至難ナルハ實ニ意想ノ外ニ出ルモノニシテ或ル場合ニ於テハ其執行シ能ハサル事件若クハ其執行ノ權利ナキ事務ヲ以テ之レニ望ムニ拘ラス或ル場合ニ於テハ無眼無耳ノ器官タランコトヲ望ミ偶々過誤失策アルトキハ百譏之レニ集ルモ處置ソノ當ヲ得ルトキハ平常トシテ更ニ顧ルモノナキハ古今東西同一轍ノ人情ト謂フヘシ故ニ警察執行務ノ有様ハ世態ノ變遷ニ從ヒ人情風俗ノ異同ニヨリテ自カラ其趣キヲ異ニセサルヘカラス乃チ警察ノ運動ハ法律命令ノ範圍内ニ於テ爲スヘキハ勿論ナリト雖モ千狀萬態極リナキ社會ノ活動事務ニ對シテハ勢ヒ其時ト場合トニ應シテ變通宜シキヲ制セサルヘカラス例ヘハ數年前ニ發布セラレタル法律ニシテ今尙ホ効力ヲ有スル條章ノ明文ハ必ラスシモ今日ニ於テモ尙ホ嚴正ナル執行ヲ見ルヘキ筈ナリト雖モ多クハ晤默ノ間タニ其効力ヲ減殺シテ勢ヒ今日ニ於テハ之レカ強制執行ヲ爲ス能ハサルカ如キ場合ニ接スルハ余輩ノ往々目撃スル所ノ實況ニアラスヤ又タ夫ノ嚴正的時代ニ行ハレタル警察執行ノ有様ハ今日ニ於テ殆ント想ヒ見ルヘカラサルモノアリト雖モソノ當時ニアリテハ蓋シ變通其宜シ

キヲ得タルモノニアラサルハナカルヘシ、然ラハ則チ我國警察ノ有様モ亦タ將來必スシモ今日ノ如キ方針ヲ守リ今日ノ如キ狀態ニ於テ持續スヘキ乎、是レ實ニ余輩ノ研究セサルヘカラサルトコロナリ

惟フニ余輩ノ管見ヲ以テスルトキハ我國警察ノ有様モ亦タ今後地方自治制度ノ發達ニ從テ漸ク其体面ヲ一變スルノ時期アルヘシト想像スルナリ何ヲ以テ之レヲ謂フ曰ク地方自治制度ノ發達ニ警察事務ノ分任ヲ致スト同時ニ中央ト地方トノ警察事務ニ就テ畫然タル分割ヲ爲スノ必要ヲ生セサルヘカラス隨テ從來中央警察ノ主義方針ト爲シタル直轄的干涉主義ヲ變シテ統一的放任主義ヲ以テセサルヘカラサルニ至ルヘケレハナリ、蓋シ地方分權ノ制度ハ國家的機械ノ運動ニハ毫モ關係ヲ有セス依然中央ト地方トハ脉絡相貫通シテ恰モ頭腦ノ四肢ヲ制スルカ如クニシテ始テ國家的機關ノ妙用ヲ見ルヘキモノナリト雖モ既ニ地方分權ヲ以テ國是ト定メソノ間接國務ヲ舉テ之レニ分任シタル以上ハ實際ノ處務上或ハ中央政府ノ意見ニ反スル所ロアルモ苟クモ其事ニシテ國家全般ノ利害ニ關セサル限りハ事毎トニ干涉容喙スルヲ得サルハ勿論ナリトス故ニ此點ニ於テハ大ニ今日ノ有様ト其趣ヲ異ニスルニ至ルハ必然ノ理勢ト謂フヘシ、又タ地方警察ノ分任ト同時ニ中央警察ノ組織ニ多少ノ變更ヲ來タサマルヘカラス按スルニ今日歐洲諸國ニ行ハル、トコロノ憲兵警察ノ制ハ歷史上專制時代ノ遺物ニシテ所謂ル帝王附屬ノ警察隊ナルモノヨリ胚胎シ來リタルモノナリト雖モ今日ニアリテハ普通地方的警察ノ外ニ純然タル國家的機關トシテ國務警察ヲ擔保スルモノハ實ニ此ノ憲兵警察隊ニ限レルモノ、如シ、我國ノ憲兵隊ハ目下東京大坂其他師團ノ設ケアル市府ニ限りテ設置セラレ未タ全國各地ニ及ハサルモノナリト雖モ（早晚各管區ニ配置セラルヘキハ同條例ノ規定ニヨリテ明カナリ）其職司トスルトコロハ專ラ軍人ノ非違ヲ視察スルト同時ニ亦タ行政司法ノ兩警察ヲ兼テ以テ普通警察ト兩立シテ俱ニ國家的警察機關ノ一部ヲ占ムルモノナリ故ニ余輩ハ以爲ラク我國ノ中央警察モ亦タ將來ニアリテハ憲兵隊ト合シテ一團トナルカ否ラサレハ大ニ其組織ヲ改更シテ國務警察專任ノモノト爲シ以テ普通地方的警察ト分立スルノ期アラソコトナ、然レトモ是レ只タ余輩一己ノ想像ニ過キサルカ故ニ或ハ軒輊ノ差異ナキナ期シ難シト雖モ蓋シ歐洲先進國ノ事例ニ徴セハ恐ラクハ余輩ノ推測ナシテ架空ノ妄想ダラシメサルニ幾カラソ乎

地方分權ノ發達カ機關的警察ノ時期ニ歩武ヲ邁カラシメントスルノ傾キアルコトハ之レヲ前章ニ陳ヘタルカ如ク彼先進國ノ實歴ニ徴スルコトヲ得ヘシ然リト雖モ是レ實ニ分權的制度ノ弊竇ニ坐スルモノニシテ後進國タルモノ亦タ必スシモ此ノ如キ經過ヲ免カレサルモノトハ未ダ決シテ斷定スヘカラサルナリ惟フニ彼先進國ニ於ケル警察運動ノ實況ハ余輩カ前段ニ於テ開陳シタル如ク時ニ或ハ國家革命ノ變ニ際シ政權ノ更迭頻繁ニシテ新陳代謝ノ間或ハ前者備ヲ作テ後者之ニ倣フカ如キ弊風ヲ生シタルト又タ一ハ地方分權ノ制度其宜シキヲ得ス地方自治体ノ權力強大ニ失フ中央監督權ノ力ニ及ハサルカ如キ奇觀ヲ呈スルニ至リタルトノ二大原因ニ歸セントス若シ夫レ然ラハ後進國タル我國ノ如キハ最モ此二大原因ノ發生ヲ防遏スルコトニ注意セサルヘカラス即チ余輩カ本論ノ冒頭ニ於テ警察ノ休眠病云々ヲ稱道シタル所以ノモノハ實ニ此二原因ノ發生ヲ憂フルニ出ルモノニシテ其言稍ヤ奇ナルカ如シト雖モ讀者幸ニ前後ノ意味ヲ通讀玩味シテ以テ少シク時勢ノ趣クトコロチ省察スルアラハ庶幾クハ余輩ノ奇言ヲシテ漫然タル妄談トシテ視ラレサルモノアラソカ

(了)

附言元來本稿ハ尙ホ數葉ノ長キニ涉ルモノナリト雖モ文中往々時事論ニ走ルノ嫌アリト謂フモノアリテ止ヲ得ス茲ニ結了ヲ告ルモノナレバ或ハ前後ノ趣旨貫通セサル所アルヘシ殊ニ結文ノ如キハ頗ル曖昧模糊トシテ殆ント其意ノ在ル所ヲ知り難キ程ナレトモ余ハ他日更ニ本誌ノ餘白ヲ借りテ地方警察ノ通弊ト題スル想像的私言ヲ掲クル積リニテ目下起稿中ナレバ希クハソレト相對照シテ通讀アラソク乞焉

●監獄費國庫支辨に就て 法學士 天 花 生

(此編は會て東京新報に掲載したるものなるを今回本誌に轉載するとせり)

監獄の費用は帝に其性質の國庫支辨に屬すべきものなるのみならず之を國庫支辨となすの結果は一舉して獄務改良民力休養の目的を達し且つ地方に由り負擔の均一を缺くが如き弊失を除き加ふるに又將來に於て監獄費節減の實効を見るに至るべし政府が該法案を帝國議會に提出したる所以の旨趣亦た此に外ならず議會にして若し果して國家百年の長計を稽へ且つ眞に輿論を代表するものなりとすれば

該法案の如きは異議なく之を可決するに至るべしと豫想せしに衆議院に於ける特別委員會は漠然本年は之を否決するの報告をなし進んで本會議に於ても亦た遂に全く之を否決するに至れり而して今議者が本案を否決するの理由として論ずる所のものを見るに一として皆鹵莽杜撰の見に非ざるはなし

議者は該法案を以て地方分權の主義に背馳するものなりとなすと雖も素と地方の自治に委任すべきものは各地方に於て其土地の状況と地方財政の都合とに依りて便宜、取捨斟酌するの餘地を存し従つて各地方に於て事の區々に涉るも敢て差支へなき性質のものたらざるべからず然るに監獄に於ける囚人の取扱は刑法の統一を要すると同じく全國を通じて均一なるを要し各地方財政上の便宜に依り其間に於て厚薄寛嚴の差異あるを許すべからざるものなり且つ夫れ現今の制、監獄費は地方税の支辨に屬するも其管理上の事務に未だ曾て地方の自治に委任せられたるに非らず故に地方税負擔の義務は國庫支辨に由りて輕減せらるゝも地方の自治は之れが爲めに消長する所あらざるなり

議者曰苟くも統一なる監獄則の設けある以上は縱令其費用を以て之を地方税支辨に屬せしむるも之れが爲め獄務の區々に涉るが如きことあるべからずと蓋し監獄の事務は苟も囚徒ある以上は地方民力の情况如何を問はず其員數に應じ監獄則其他治獄に關する法律命令の要求する所の一定の費用は必らず之を支辨せざるを得ざること勿論なりと雖も之れが支出を議するの局に當る所の地方議會に於ては勢ひ亦た其地方財政の情况を省察して幾分か取捨斟酌を加ふるに至るは必然止むを得ざるの理勢にして如何に統一なる監獄の規定あり且つ政府は監獄管理の全權を有するとは云へ實際盡く地方議會の議決を否拒するを得ず而して可成之を認容するの結果は構造の上に給與の上に將た戒護上諸般の事項に就て獄務實施上の成績は勢ひ區々に涉り統一の實を失ふに至るを免れず是れ事理の當さに然らしむる自然の結果にして議者が所謂監獄則の設けあるが故に其費途の何くに屬するに論なく獄務亦た統一ならざるべからずと謂ふが如きは畢竟するに事實を知らざる机上の空論たるに過ぎず

監獄費を國庫支辨とするときは復た今日地方議會に於てするが如き周到且つ精密なる監督を望むべからざるが故に従て冗費を増加するに至るべしとは反對論者が

本案否決の最も重要な理由として唱道する所なり蓋し惟ふに地方議會が監獄の費用に對して痛く節減を加へんと欲したるは事實なり然るに動もすれば監督其目的を誤り節減亦た其肯綮を得ず漫然必要なる獄舎の建築修繕費等を削減し若くは徒らに收利を目的として囚徒を外役に使役せしめんと欲し之れが爲め罪囚別異の設備を缺き罪惡傳播の弊を助成して終に再犯増加の結果を見るに至りたるが如きは決して經濟の要を得たるものなりとは謂ふべからず且つ夫れ監獄費國庫支辨となる上は猶ほ今日地方議會の該事業に對するが如く同じく又帝國議會は充分精密なる調査を遂げて之を審議し一層強勢なる權力を以て之を監督すべき故に決して將來冗費の増加を來たすが如きことあるべからざるは理の最も觀易すべき所なり況んや國庫經濟に於ては嚴密なる會計法の規定あつて絲毫の微も不正に涉り放漫に失するが如きことあるを許さざるに於てをや

(未完)

● 訴權を論ず

法 學 士 永井久滿次

凡そ訴權は絶對的に成立すべきものにあらす必ずや他の權利に關係して發生する所のものなり今茲に一の權利ありとせよ人之を侵害するも爲害者と被害者との間に法律上の關係を惹起せざるときは之を權利と稱することを得ず故に訴權は或他の權利より生ずる結果にして之か原因と爲る所の權利あり原因と爲るべき權利は之を第一權と云ひ訴權は之を第二權と云ふ第一權は生命財産自由名譽の權の如く絶對的に成立する所の權利にして之に對世權及び對人權の別ありと雖も第二權に於ては此別なく皆對人權なり何となれば第二權は第一權を侵害したる者に對してのみ其効力を有すべきものにして彼の生命權財産權自由權名譽權の如く公衆一般に對して其効力を有すべきものにあらざればなり而して訴權の目的に二種あり第一恢復第二賠償是れなり訴權の目的恢復にあるときは法律は非行を消滅するを以て其目的とす則ち詐偽を以て成立したる契約を取消さしめ押領せられたる物品を其所有主に返還せしめ或は義務者か免れんとする所の契約の履行を命する等の類なり次に訴權の目的賠償にあるときは法律は消滅せしむることを得ざる非行に對して其損害を辨償せしむ

權利の侵害か訴權の原因たるべきことは前に述べたる如し故に訴權の生ずるには或非行なかるへからず而して非行の種類に依りて種々の訴權を生ずべしと雖も同一の非行にして二個の訴權を生ずる場合あり則ち民事上及び刑事上の訴權を生ずるを云ふ例へは人を誹毀して名譽權を侵害したるときは被害者は獨り其名譽を毀損せられたるものに止まらず國家も亦之が爲めに損害を蒙りたりと云はざるへからず何となれば國家は如斯非行を以て社會の安寧を妨害せられざるの權を有すればなり故に被害者一個人は名譽恢復損害賠償を求むる訴權を得ると同時に國家は之に刑罰を加ふることを求むる訴權を有すべし英國に於ては此非行を稱して一個人に對しては私犯と云ひ社會に對しては犯罪と云ふ而して私犯と犯罪の區別は其性質にあらずして訴訟手續にあるものなりとの説を唱ふる學者あり則ち一は民事の手續に由りて救済を求め一は刑事の手續に依りて處罰を求むるを以てなり然れども私犯と犯罪との區別は如斯單に其手續上の區別と之を認むることを得ず私犯に依て侵害せられたる權利は犯罪を以て侵害せられたる權利と同じからず一は一個人の權利にして一は國家の權利なり故に我國の如きも一個人は民事原告人として損害の賠償を訴求し國家は其代表者たる檢事をして之が處罰を訴求せしむ各國の刑法上の沿革を見るに其開明に赴くに從ひ國家の權力強大と爲り從來一個人にのみ訴權を與へたる非行に對し國家も亦訴權を有するに至るの傾きあり (未完)

●請願巡查廢すべし

玄 溪 學 人

請願巡查なる名稱の當否は兎も角も、此種巡查の設置は明治十四年以降吾人の見る所に於て、實に同年四月十八日内務省乙第二十二號達に由來するものとす、爾來其費用の徵收若くは收支の整理等に關し一二變革を経たりと雖ども、一私人、會社若くは町村の請求により其費用を以て巡查を配置するの一段に至りては依然として變更する所あらず、乃ち各地方は此達文を根據となし、多くは所謂請願巡查なるものを設置す、

請願巡查なるものゝ人民に與ふる便益決して尠少ならざることば余輩の夙に知悉する所なり、然れども之と同じく余輩は又大に其設置の當否を疑ふものなり、殊に警

察の制度秩然整備せる今日に於て尙ほ之を繼續するの不必要なることを信するものなり、否を寧ろ斷然之を廢止するの適當なることを信するものなり、而して予輩か之を廢止すべしとする理由の梗概左の如し

(第一)請願巡査の設置は警察の本旨に背戾す 警察の本旨如何に關しては余輩は茲に細説するの必要を認めず、余輩は唯警察の目的とする所は國家なり、其供進すべき利益は公共の利益なり、決して一人一己の私益にあらず、又其看護を要するものは民衆一般なり、決して一人一己に専らなるべからずと云ふを以て足れりとすべし、然るに請願巡査なるものゝ行務は果して如何、一私人、會社若くは特定したる數人の爲め或は邸宅を防護し、或は倉庫の警備をなす、夜盜に備へ、火難を戒むる等一に一私人の生命財産を以て目的となし、其保護に致力する者にあらずや、勿論請願巡査と雖とも一般の安寧福祉に關係ある危害あるに遇はゞ適應の措置あるべきこと言を須たす、又一般警察の上に於ても其保護の特に一私人に及ふものありと雖とも、其大体に於て軒輊あること前述の如し、即ち請願巡査の行務は其の大体に於て警察本然の職任と正さに相背馳せり

(第二)請願巡査の設置は特に公職を以て一私人に私するの觀あり 巡査の職務權限は法律命令の規定に依ること勿論にして其職務權限の如何は茲に詳述するの要なしと雖とも、要するに巡査は公務の一部を執行する爲め特に公權を帶ふるものなり、然るに今一私人の請求に應じ、其費用たに供出せば之を一私人の專用に資す、是れ恰かも巡査を以て婢僕と同一視するものなり、公權を私するにあらずして何ぞ、若し夫れ一私人にして自衛に備へんとならは之か方法に乏からざるなり、戸締を嚴重にするも可なり、婢僕を増雇するも可なり、不寢番を置くも可なり、鳶人足を抱へる可なり、皆な是れ人民の任意にありて、固より國家の干涉を要せざる所なり、特に公職を假して此等私事に當らしむ、予輩其可なるを見ず

(第三)請願巡査の設置は警察の不面目なり 今や警察の制度整然として大に備はり、官吏の配置の周ねき、其警邏の密なる、公安の保維、民衆の保護等に於て殆んど遺策なきものゝ如し、然るに請願巡査なるものゝ設置は之を裏面より觀察するときは警察制度の不完備なることを證明するものたらざるを得ず、何を以て爾か云ふ、曰く苟くも警察制度にして完備ならん乎、一般普通の警察の外、特に請願巡査なるものを置

き、以て特更に其保護を要するものなるべきを以てなり、但し予輩は此言を爲すも敢て現今の警察を以て不完備なりと云ふにあらず、否や予輩は現今の制度を以て充分なりとし、之に満足を表するものなり、故に予輩は敢て好んで詭言を爲すものにあらずと雖ども、事情を知悉せざる外人等に在りては直ちに是れ我が警察の未だ充分ならず、人民は一般警察の保護を以て満足せず遂に自費を以て請願巡査の配置を請ひ、以て特に其保護に依頼するものなりとの觀念を起すことなきを保たず、是れ豈に我が警察の面目に關するものたらざるなきを得んや

(第四)請願巡査の設置は徒らに會計上の煩勞を増加す 是れ又請願巡査廢止の理由の一たるべし、請願巡査の費用は請願者の自辨なるか故に其徴收、計算、出納整理等は特に他の巡査の費用と區分して別に之を爲さるべからず、今詳かに之を説かずと雖ども一種異様の巡査を設置するか爲め、特に手數を要するの一事は言はずして自から明かならん

以上は唯概要を略記したるのみ、要するに請願巡査は今日に於て尙ほ之を存續するの不可なるは以上の記述にて明瞭なるべし、予輩は速かに廢止せられんことを希望して已まざるなり

(未完)

法令註解

警察禮式註解

(承前)

第二十二條 室内ニ於テ上官ヨリ書類其他ノ物件ヲ受ケ或ハ之ヲ上官ニ呈スルトキハ前條ノ法ニ準シ右手ヲ以テ之ヲ受ケ或ハ之ヲ呈スヘシ若シ返簡又ハ領收等ヲ受クヘキトキハ舊位ニ復シテ之ヲ待ツヘシ

上官ヨリ命令諭告等ヲ承ケ或ハ事ヲ上官ニ陳述スルトキ亦前項ニ同シ

本條ハ室内ニ於ケル手續ヲ示シタルモノニシテ其室外ノ場合ハ後條ニ於テ規定セリ扱室内ニ於テ上官ヨリ書類物件ヲ受取ルカ又ハ書類物件ヲ上官ニ呈スル

法令註解

トキハ第二十一條ニ於テ規定サレタル官記其他辭令等ヲ受クルトキト同シク上官ヲ離ル、コト凡ソ三四歩ノ所ニ於テ敬禮ヲ行ヒ上官ト自己ト物品ヲ受授スルニ適當ナル距離ニ迄前進シ上官ヨリ受取ルモ自己ヨリ上官ニ呈スルモ右手ヲ以テシ左手ヲ以テスヘカラス左手ハ刀ノ柄ヲ握ルコト第七條室内敬禮ノ規定ノ如クスヘシ故ニ若シ右手ニ帽ヲ持チ居ラハ之ヲ左腋ニ挟ムコト前條ト同シ若シ上官ニ呈シタル書面又ハ物件ニ對シ上官ヨリ返簡又ハ領收書ヲ與フルトキハ其返簡又ハ領收書ヲ認ムル間ハ前ニ敬禮ヲ行フタル位置即チ上官ヲ離ル、コト凡三四歩ノ所ニ退キ之ヲ待ツヘシ上官既ニ認メ畢テ交付セント欲スルトキハ適宜ニ前進シテ之ヲ受取り再ヒ三四歩退キ敬禮ヲ行ヒ退出スヘシ

事ヲ上官ニ陳述スルトキモ亦本文ノ如ク進退スルモノトス

法令註解

又上官ヨリ何事ニ依ラス命令又ハ諭告等ヲ承クルト
キハ別段ノ儀式アルモノ、外ハ本文ノ如ク進退スル
コト勿論ナリトス然レトモ訓授席ニ於テ巡查ノ訓授
ヲ承クルトキ或ハ整列ノ上一齊ニ命令ヲ受クルトキ
ノ如キハ本文ノ方法ニ依ルコトヲ得サルヲ以テ此場
合ニ於テハ豫メ適宜ノ方法ヲ定メ置クヲ可トス

警察官吏タル者ハ言語ノ明瞭ナルヲ要スルコトハ既
ニ巡查採用規則ニ掲出サレタル力如シ然レトモ敬禮
ノ場合ニ於テハ容儀謹肅言語慎勅ナルヲ貴フガ故ニ
動モスレハ言語ノ明瞭ヲ缺クコトアリ上官ニ對シテ
事ヲ陳述スル場合ニ於テ音聲沈澁言語滯滞スルトキ
ハ徒ニ上官ノ聽官ヲ煩ハシ却テ敬恭ノ意ヲ害スヘシ
是故ニ上官ニ對シテ陳述スルトキ言語ヲ卑フシテ敬
意ヲ示スハ勿論ナレトモ其音聲ハ明瞭ニシテ意義ヲ
明確ニ述ヘ音聲沈澁スルコトナク活音ニテ陳述スル
モノトス

テ下官ノ居室(事務室)ニ入り來ルトキハ其室内ニ居
合セタル下官ハ一同ニ椅子ヲ離レ立テ敬禮スヘシ此
椅子ヲ離ル、法ハ別ニ歩ヲ轉シテ自己ノ位置ヲ離レ
ルニアラス其踞シタル椅子ヲ離レ立ツナリ一同立テ
敬禮ヲ行フタル後上官所用ニ關係アル者ノ外ハ再ヒ
敬禮ヲ行ヒ其儘着席シテ事務ニ服ス而シテ關係アル
者ハ第二十五條ノ法ニ從ヒ上官許可スルニアラサレ
ハ着席スルコトナク立テ之ニ應對スヘシ、上官其所
用ヲ畢リ居室ヲ退出スルトキハ其入來ノトキト同シ
ク一同立テ敬禮スルナリ

陸軍禮式ヲ參照セシ

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其一

第七項 上官居室ニ來ルハ椅子ヲ離レテ立テ敬禮ヲ行フモノ
トス而シテ其關係アル本人ノ外傍ニ在テ事務ニ服スル者ハ一
且敬禮ヲ行フノ後着席シ各其事ニ服シ上官居室ヲ去ルハ復タ
敬禮ヲ行フ可シ

第二十四條 同班又ハ下班ノ者居室ニ
來リ敬禮ヲ行フトキハ同班ナレハ椅

法令註解

陸軍禮式ヲ參照セシ

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其一

第五項 軍人室内ニ於テ上官ヨリ書類其他ノ物件ヲ受ケ或ハ
之ヲ上官ニ呈スルモ亦前項ノ法ニ準シ右手ヲ以テ之ヲ受ケ
或ハ之ヲ呈スヘシ執銃スルハ左手ヲ以テス(捧銃ヲナシタ
ルハ肩銃ニ復ス)若シ受ケル所ノ物其場ニ於テ披見スルヲ
要スレハ銃ハ建テ體ニ托シ右臂ヲ以テ之ヲ支ヘ右手ヲ副テ披
見ス可シ又返簡若クハ領證ヲ受ケヘキハ舊位ニ復シテ之ヲ
待ツモノトス

第六項 軍人室内ニ於テ上室ヨリ命令諭告等ヲ承リ或ハ上室ニ
陳述ヲナスハ第三項ノ法ニ依リ敬禮ヲ行フノ後適宜ニ前進
シ之ヲ承リ或ハ陳述シ其場ヲ退去スルニ臨ミ舊位ニ復シ再ヒ
敬禮ヲ行フモノトス但陳述ヲナスニハ活音ヲ以テシ且單簡明
亮ナルヲ要ス

第二十三條 上官居室ニ來ルトキハ一
同椅子ヲ離レテ敬禮スヘシ而シテ其
關係アル者ノ外ハ一旦敬禮ノ後着席
シテ各其事ニ服シ上官居室ヲ去ルト
キ復タ敬ヲ行フヘシ

上官居室ニ來ルトハ上官、下官ノ居室ニ來ルヲ云フ
而ノ居室ハ事務室ト同視シテ可ナリ扱上官所用アリ
子ヲ離レテ敬禮シ下班ナレハ其儘答
禮スヘシ

本條ハ敬禮ノ變態ヲ示シタルモノニシテ前條ノ上官
下班ノ者ノ居室ニ來リシトキニ相反シ下班ノ者上官
ノ居室ニ來ルカ又ハ同班ノ者來リシトキニ於ケル行
禮法ヲ定メタルナリ則チ前來ノ規定ハ上官タル者ノ
往テ行禮スル場合ニシテ本條ハ受ケテ答禮スル場合
ヲ云ヘルナリ其同班ナレハ椅子ヲ離レテ敬禮シトア
リテ答禮ト云ハサルモノハ同班ハ互ニ敬禮スヘキ第
四條ノ規定ニ照ラシテ答禮ト云ハサルナリ又下班ノ
者敬禮ヲ行フトキハ上官ハ椅子ニ倚リシ儘答禮ス其
答禮ノ方法ハ第二十六條末段ノ規定ニ準シ唯注目ス
ルニ止ム

此條ハ陸軍武官ノ階級ヲ貴フノ風習ヨリ轉化シ來ル
故ニ同班ハ同等ノ敬禮ヲ爲シ下班ハ略式ノ注目位ニ
止メ置クスシテ上下ノ分ヲ明ニシ職權ノ輕重ヲ示

ス儀式ニ屬スル敬禮法ト雖苟モ之ヲ作ラス深ク意チ用井タルモノト謂フヘシ

陸軍禮式ヲ參照セシ

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其一

第八項 同級又ハ下級ノ者居室ニ來リ敬禮ヲ行フルハ同級ナレハ一ノ椅子ヲ離レテ敬禮シ下級ナレハ其儘答禮スルモノトス

第二十五條 室内ニ於テ公事ヲ談スル

トキ下班ノ官ハ椅子ヲ離レテ立テ姿勢

ヲ正スヘシ但上官許可スレハ着席ス

ルモ妨ケナシ

是レ上官ト下班ノ者ト相對シテ公事ヲ談スル場合チ

云フナリ相對話スルル椅子ヲ離レテ立ツハ自ラ他チ

尊敬スルナリ他若シ與ニ立ツトキハ双互敬意ヲ交換

スルモノニシテ自他ノ辨ナキモノタリ

下班ノ者上官ト相對話スルル椅子ヲ離レテ立ツ場

合ニ於テ仍ホ恭敬ノ意ヲ失ハス室内敬禮ノ心持ニテ

姿勢ヲ正シ上官ニ對シ正面シ兩手ヲ垂下シ言語ハ明

スル場合チ云フ着帽ノ儘ナレハトアルハ第十八條ノ

但書ニ下班ノ者ノ室内ニハ脱帽セサルモ妨ケナシト

アルチ以テ上官ニシテ下班ノ者ノ室内ニ入ルトキハ

官署室内ニ入ルトキハ帽ヲ脱スヘシトアルニモ拘ハ

ラス脱帽セサルコトアルヘキチ以テ斯ク書セシナリ

故ニ着帽ノ儘下班ノ者ノ室内ニ入り來ルトキ下班ノ

者ヨリ敬禮スルトキハ室外ノ敬禮ト同シク舉手注目

チ以テシ若シ又脱帽ノ儘入來ルトキハ其答禮ハ行禮

者ニ注目スルニ止メ他ノ舉動ヲ爲サ、ルナリ即チ注

目シ答禮ノ意ヲ表スヘシト云ヘル是レナリ元來室内

ノ敬禮ハ載セテ第七條ニ在リ故ニ答禮ノ場合ト雖此

規定ニ遵フハ正則ナレトモ第四條ノ但書ニ據レハ答

禮ハ時宜ニヨリ略スルモ妨ナシトアルチ以テ此ニモ

正則ヲ略シテ單ニ注目スルコト、ナセシナリ此場合

ニ於テハ下班ノ者誤リ認メテ答禮セサルモノトスル

コト勿レ

亮ニシ要領ヲ簡約ニ陳述スヘシ若シ上官ニ於テ着席即チ椅子ニ廻ルコトヲ許可シタルトキハ敢テ辭退遜讓スルコトナク着席シテ可ナリ然レトモ上官着席シアラサルトキハ縦ヒ許可アルモ着席スヘカラサルモノトス

陸軍禮式ヲ參照ニ供セン

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其一

第九項 軍人室ニ於テ公事ヲ談スルルハ下級ノ者ハ椅子ヲ離レテ立テ姿勢ヲ正ス可シ但上官許可スレハ着席スルモ妨ケナシ

第二十六條 上官ノ者下班ノ者ノ居室

ニ入ルトキ着帽ノ儘ナレハ答禮ハ舉

手注目シ脱帽ナレハ只之ニ注目シ答

禮ノ意ヲ表スヘシ

是レ第二十三條ニ對シテ規定シタルモノナリ彼レハ

上官ノ者下班ノ者ノ居室ニ入り來リタルトキ下班ノ

者ニ於テ敬禮スルコトナシ是レハ上官ノ者下班ノ

者ノ居室ニ來リタルトキ下班ノ者ノ敬禮ニ對シ答禮

陸軍禮式ヲ參照ニ供ス

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其二

第二項 將校、下士兵卒ノ居室ニ入ルルハ脱帽セサルモ妨ケナシ然ルルハ答禮ハ舉手注目ナシ又脱帽スルルハ只之ニ注目シ答禮ノ意ヲ表ス可シ

第二十七條 宴會集會等總テ公會ニ於

テ上官ト同席スルトキハ之ニ注意チ

加ヘ先ニ椅子ニ倚ルコトナク先ニ食

卓ニ就クコトナク先ニ食卓ヲ離ル、

コトナク先ニ喫煙スルコトナキチ禮

トス但シ上官ノ許可アルトキハ此ノ

限リニアラス

此條ハ公務以外ニ於ケル場合チ規定シタルモノナレトモ事苟モ公會ニ屬ストスレハ以テ純然タル公務以外トスルチ得サルモノアリ故ニ此間ニ處スル禮式ノ順序ヲ定メシナリ蓋上下ノ分チ定ムルハ紀律ヲ維持スル點ニ就テ重要ナル關係アルナリ故ニ陸軍部内ニ於テハ軍人間ノ禮儀トシテハ如何ナル場所及合場ト

法令註解

雖上下ノ分ヲ明ニシ敢テ長上ヲ侵凌セス私服ヲ若シ私席ニ臨ムトキニ於テモ上官ニ對シテハ一步ヲ讓レリ警察官吏トテモ紀律ノ嚴肅ナルコト軍人ニ讓ルヘクモアラス焉ソ禮儀ニ於テ讓ル所アラシヤ是レ則チ本條ノ規定アル所以ナリ

宴會集會共ニ公會ナル場合ヲ指ス警察官服裝規則ニ所謂夜會其他廉アル宴會等ニ臨ムトキトアリ場合モ亦同一旨意ナリ然レトモ本則ノ場合ニ於テハ尙ホ一步ヲ進メ私事ノ席ニ臨ムトキモ上官アルトキハ之ニ注意ヲ加フルコト本條ノ如クスルチ可トス其注意ヲ加フトアルハ常ニ上官ノ進退舉動ニ注意シ上官ニ先シテ椅子ニ憑ラス食卓ニ就カス又食後上官ニ先シテ食卓チ離レス喫煙セサル等ノ事是レナリ

凡ソ長上ノ面前ニ於テハ何事モ扣ヘ目ニ爲スハ勿論謙遜辭讓ハ長上ニ對スル恭敬ノ所爲タルチ以テ後進ノ者ハ注意シテ侵凌ノ狀態ヲ避クルチ要ス況ヤ警察

喫煙シテ可ナリ總テ本條ニ於テ上官許可シタル場合ニハ直ニ之ニ從フヘシ猶豫スルトキハ却テ上官ノ意旨ニ忤フノ嫌アレハナリ

陸軍禮式ヲ參照ニ供セシ

(陸軍) 第二十條 室内ノ敬禮 其二

第三項 宴會集會等ニ於テ公會ニ於テ上官ト同席スルハ之ニ注意ヲ加ヘ先ニ椅子ニ倚ルヲナク先ニ食卓ニ就クヲナク先ニ食卓チ離ルヲナク先ニ喫煙スルヲナキヲ禮トス

● 巡查採用規則註解 (承前)

(六) 精神完全ナル者トアル精神ナル語ハ生理的精神ニシテ心理的精神ニアラサルナリ生理的精神トハ人身チ支配スル腦髓脊髓ノ機能チ掌ルモノニシテ一種ノ靈能ナル生動力アルモノヲ云ヒ心理的精神トハ社會ノ運動上ニ顯出スル思想ノ機關ニ屬スルモノニシテ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ意念ノ機動トモ言フヘキナリ扱此精神即チ四肢五官チ支配スル靈能ハ完全ナラサレハ以テ社會ニ立テ件物チ料理シ善惡邪正チ判斷

官吏トシテハ人民ノ模範トナリ標準トナルチ以テ一層此ニ注意セサルヘカラス此條ニ掲載サレタル數項ノ外ニ尙ホ注意スヘキコトアリ即チ漫ニ雜談謔語セス毀譽褒貶ニ涉ル事ヲ言ハス宴席ニ於テ公事ヲ談セス(上官ノ問ニ答フルハ此限ニアラス)漫ニ隣席ノ人ト私語セス無斷ニテ中坐セス(中坐トハ食事中若クハ談話中ニ其席チ立去ルチ云フ)漫ニ高聲ヲ發シテ他ノ談話ヲ妨ケス謠ハス歌ハス容儀チ亂サス肅然トシテ宴又ハ集會ノ終ルチ待ツヘシ宴若クハ集會ノ終リシ後上官ノ通行不便ナル場所ニ居ルトキハ先ツ立テ一隅ニ佇立シ以テ上官ノ通行チ便利ナラシムヘシ此場合ニ於テ先ニ食卓チ離ル、ハ敢テ失禮ニアラス然レトモ其室チ出去ルハ不敬ナリ宜シク注意アルヘシ斯ク言フモノ、上官ニ於テ許可ヲ與ヘタルコトバ何事ニ依ラス之ヲ爲シテ可ナリ縱令ハ喫煙ノ許可ヲ與ヘハ上官ニ於テ未タ用井スト雖踴躍スルコトナク

スルコト能ハス況ヤ警察官吏タル者ニ於テオヤ故ヨ曰精神完全ナル者ト下文ノ即チト受ケテ精神病云々トアルハ上文精神完全ナル者トアルノミニテハ其定義未タ判然セサルモノアリ故ニ之ヲ詳解スル爲メニ即チ精神病云々トナセシモノナリ
精神病トハ上文ノ精神完全ナル者トアルニ對スルモノナレトモ是レ決シテ精神不完全ナル者トナスヘカラス精神病ナルモノハ一種ノ疾病ニシテ其病因精神ニ在ルモノヲ云フ此疾病ハ他ノ局所ノ病ト相異ナリテ血脈ノ順環消化ノ機能營養ノ供給呼吸ノ機關等ニ故障アルコトナク幹軀ノ運動上毫モ不完全ナルコトナキモ自ラ其幹軀チ支配スルノ主宰ナク五官ノ機能其平チ失ヒ事物ノ判斷力ナク能ク其生チ保ツモ其能力ハ死セル者タリ又神經病ナル者ハ神經系ニ屬スル病ニシテ是レ亦局所ノ疾病ニアラス精神病ト同シク或ル機能ノ動力其平チ失ヒ判定ノ明智チ傷ヒ意念常

法令註解

三十

ニ偏在シテ事々物々憂慮ノ範圍ヲ脱セス其精神病ト異ナル所ハ幹腦ヲ支配スルノ主宰ヲ失ハス五官ノ機能ニ於テ一モ缺クル所ナキモノ是レナリ而シテ此採用規則ニ於テ精神病及神經病ナキ者ノ種類ヲ大別シテ括弧内ニ掲出セシハ検査ノ範圍ヲ定メタルモノニシテ検査官ニ大ナル便利ヲ與ヘシナリ

鬱憂ハ神經病ナリ意念常ニ偏在シテ事々物々憂慮ノ範圍ヲ脱セサルモノ是レナリ此病ニ罹ル者ハ活潑ナル運動ヲ爲シ得サルノミナラス神經鋭敏ニシテ事物ニ邪猜多ク或ハ短氣ニシテ怒リ易ク或ハ感シテ泣哭スルコトアリ無要ノ事ニ苦慮シ瑣細ノ件ニ周章ス又時トシテハ杞憂ヲ抱キ時トシテハ狼狽ス故ニ警察官吏トスルニ適セス

癲狂ハ精神病ナリ此病ニ罹ル者ハ人事辨識ノ機能ヲ失ヒ狂暴ニシテ他ニ兇害ヲ與ヘ怒ルヘカラサルニ忍リ行クヘカラサルニ行キ時トシテハ狂奔シ時トシテ

チ顛ハシ頭トモ云ハス手トモ云ハス事ニ觸レ物ニ感シテ顛栗シ自ラ之ヲ止メント欲スレハ愈烈シク人ノ見ル前耻シト思ヘハ思フ程尙ホ舞動シ物ノ用ニハ立タサルナリ

癲癇ハ腦骨髓病ニシテ精神病神經病ニアラサルモ稍近似ノ病ナリ異常ノ感動ヲ受ケシトキ發作ス人身ノ知覺全ク喪失シテ殆ト死シタル如ク唯呼吸スルノミ何レノ場所如何ナル場合ニ論ナク倒仆シテ人事不省トナル多クハ腦神經ノ作用ニ依ル故ニ火ヲ見水ヲ視又多勢ノ人チ暗テ發作スルモノナリ稀レニ獨居シテ作ルモノアレトモ是レ亦何ニカ強キ感動ヲ受ケテ然ルナリ此病アル者ハ平時ニ在テハ常人ト異ナルコトナク言語應答進退行止皆常人ト相同フシテ其病アルヤ否チ知ルヘカラス而シテ其發作スルヤ時ト場所トヲ擇ハス故ニ巡查トシテ其職ニ就クハ實ニ危殆ナルコトナリトス

法令註解

ハ暴行ス其怒ルヤ臂力飽迄強ク普通ノ男子ハ之ニ敵シ難ク之ヲ制スルニハ力ヲ以テスルコト能ハサルモノアリ其狂奔スルヤ足力ノ續カン限リハ底止スル所ヲ知ラス何ノ目的モナク奔走ス又或ハ狂暴ナラサル者アリ然レトモ其行爲常規ニ適セス忽チニシテ歌ヒ忽チニシテ泣ク凡テ癲狂病者ハ人意ノ表ニ妄信スルコトアリ或ハ妄想ヲ懷テ人ヲ人トセサル等ノ所業アリ甚シキニ至テハ寒暑晝夜冷熱ヲ感セス親子兄弟夫婦ノ別ヲ辨セサル者アリ

癡默ハ猶ホ白痴ト云フカ如シ亦精神病ニ屬ス癡默ハ說文ニ癡ハ不慧也トアリ神思足ラサル病ナリ默ハ癡ノ象ナリ大ノ小時分別アラサルヲ云フ癡愚ト異ナリ然レトモ其行爲常規ヲ外レ人事ヲ辨識スルコト能ハサルハ彼是異ナル所ナシ

舞踏病ハ神經病ニシテ身體ノ機關其常ヲ失ヒ自己ノ意思ニ反シテ舞踏スルナリ此病ハ一種奇異ナル形狀

精神病ハ遺傳性ノ質ヲ有シ間々家系ニ屬スルト爲ス者アレトモ家系ニ屬スト云フハ酷ニ過クルノ嫌アリ兎ニ角血脈統系ノ病質タルコトハ其例歷々タリ而シテ直接遺傳アリ間接遺傳アリ其直接遺傳ハ親ヨリ子ニ傳フルモノニシテ間接遺傳ハ子チ飛ヒ越ヘテ孫ニ遺傳スルモノナリ警察官吏タル者ニ精神病ヲ嫌フコトハ別ニ理由ヲ言ハスシテ萬人皆之ヲ首肯セン然レトモ其病ノ有無ハ表面上知ルコトヲ得サルヲ以テ之ヲ検査スルハ甚難キ事柄ナリトス故ニ之ヲ其人ノミニ檢セスシテ血脈統系ニ就テ調査ヲ遂ケ以テ之ヲ判定スルナリ況ヤ志願者ニシテ昔時此病ヲ作シタルコトアルカ又ハ類似ノ症ニ罹リシコトアル者ナレハ斷シテ採用スルコトヲ得サルモノトス

第四條 巡查技藝ノ試驗ハ左ノ諸項ニ

適合スル者ヲ以テ合格トス

一 刑法刑事訴訟法警察法規等ノ大要

法令註解

ニ通スル者
二本邦歴史及地理ノ大略ニ通スル者
三假名交リノ論文及普通往復文ヲ作
リ得ル者

四算術加減乗除ヲ爲シ得ル者

五普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者
前條ハ巡查タルノ志願資格ト體格檢査ノ諸要件ヲ掲
載セリ既ニ志願者タル資格アルモ其體格ニ於テ缺所
アレハ採用スルヲ得サルハ勿論ナレトモ其體格ニ於
テ健全無缺ナレハ第一第二ノ要件ハ具ハレリト云フ
ヘシ於是第三ノ要件則チ技藝ノ試験ヲ要ス此試験ニ
シテ及第スルヲ得ハ巡查タルノ要件具備シテ採用セ
ラルハモノトス
技藝ハ巡查教習所ニ於テ教育スルヲ以テ巡查ノ職務
上必要ナル事項ハ自然之ヲ習得スルヲ以テ採用ノ場
合其技藝ノ試験ヲ爲スハ無益ナルカ如クニ論スル者
アリ然レトモ此說ハ實際ニ適セサル辭論トシテ執ル

統計

●明治廿四年十月中全國在監人月
末現在表

應名	囚人	利事	懲治人	別房	携帶乳兒	合計
警視	三、四四五	九九五	一六	三、七三	九	四、八四八
小笠原	一	一				一
東京	二、三三三					二、三三三
北海	二、八二九					二、八二九
分空	二、六二九					二、六二九
分路	六六二					六六二
分網	一、一〇一					一、一〇一
分監	五七四					五七四
道北	一、三三三					一、三三三
道南	一、三三三					一、三三三
京都	一、七五九	二三八	二〇	七二	一四	二、一〇三
大阪	三、〇八七	七〇〇	二八	二八七	四一	四、一四三
神奈川	一、三三三	三九二	二二	一五一	四	二、〇〇〇

ニ足ラサルナリ教習所ハ巡查ノ職務上必要ナル事項
ヲ教育スルコトハ論者ノ說ノ如シト雖其時間僅ニ二
ヶ月或ハ一ヶ月餘ニシテ卒業スルモノアリ此少時間
ニ於テ如何ナル事項ヲ習得スルカ僅カニ禮式捕縄ノ
掛ケ方告發狀ノ記載例其他注意ノ要件位ノ事項ニシ
テ普通教育ニ必要ナル文字ヲ讀ミ文字ノ意義ヲ解ス
ルコトハ教習所ノ教課ニアラス故ニ採用ノ際ニ於テ
普通教育ノ度ハ幾干ナルヤ意義ノ理會力幾何アルヤ
智慧才識ノ多少等ヲ試験シテ巡查ニ適合スル技藝ヲ
具有スルヤ否ヲ判明スルハ決シテ無益ニアラサルナ
リ若シ夫レ教習所ノ教習期限ヲ延長シ其課程ヲ増加
シテ普通教育ヲ習授スルモノトスレハ或ハ技藝ノ試
験ヲ要セサルニ至ルヘキモ教習所ハ學校ニアラス唯
巡查職務上ニ必要ナル事項ヲ教授スルニ止マルヲ以
テ豈ニ普通教育ヲ爲スヲ須井ヤ

(未完)

兵庫	一、九九〇	七四四	二四	二五	二七	二、八一〇
長崎	七二四	一九一	一	二	一	九一九
新潟	一、二四七	二五二	一一	三	七	一、五二〇
埼玉	一、一三五	一五五	一四	三	三	一、三三九
群馬	九五二	二四七	五	一三	六	一、二二三
千葉	九五七	三三四	六	一一	五	一、三二四
茨城	一、一六七	一九三	八	二二	六	一、三九六
栃木	八二三	一七七	三	一	四	一、〇〇八
奈良	五一一	二二六	三	六九	一	七二七
三重	一、四八五	一九八	九	九	一一	一、七一一
愛知	一、八三三	三〇二	一一	三一	二〇	二、一八六
静岡	九八二	二二八	四	一	二	一、二一七
山梨	四九七	一七六	三	四	五	六八五
滋賀	一、一三七	二二八	二	五五	一一	一、四四三
岐阜	一、〇三七	一五四	二	八	六	一、二〇七
長野	一、一〇六	四三八	三	一四	九	一、五七〇

統計

統計

宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	和歌山	徳島
七三五	一、一八	四二二	三八七	七〇四	五九八	四三〇	四五八	四七五	七四二	九六六	一、六九七	一、七二七	八〇五	一、〇八九	一、六二一
二二三	二六	一〇八	三二四	二一〇	二六六	四八	八八	一八六	二〇九	一二九	二二三	三〇二	一一一	一四五	一五四
二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一〇	六	三	三	一
一	二	三	一	五	一	一	二八	四	七	八	一〇	二八	二二	五	一七
七	一〇	一	四	一	六	一	三	二	二	二	七	二二	九	二二	二二
九六七	一、四二二	五三四	七二八	八三一	八七〇	四八〇	五七九	六八八	八六一	一、〇〇四	一、九六七	二、〇八五	九三九	一、二五一	一、八〇五
香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	東京	宮城	三治	兵衛	總計	
一、三六二	一、一〇四	一、一九五	一、三六〇	八四六	四二七	七〇九	四六二	四六八	未詳	一、〇〇六	五七八	一、五五三	一八四	六〇、三九一	六〇、三九一
二〇四	一八一	二四七	二九三	一一〇	八一	一九六	七三	七五	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	一〇、八七八	一〇、八七八
四	四	五	三	一	一	三	六	二	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	二五九	二五九
一一	五	一八	二一	二	一	一五	二	二	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	一、四六三	一、四六三
二六	九	四	六	七	一	五	四	四	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	二二三	二二三
一、六〇八	一、四〇三	一、四六九	一、六八三	九六六	五一	九二八	五一四	五五九	未詳	一、〇〇六	五七八	一、五五三	一八四	七、二八四	七、二八四

三十四

寄書

●略本曆類似出版物發賣頒布の禁止に就て (前々號の續き)

南山子稿

假りに此の行政命令を以て効力ありとせん乎、實際上實に奇怪なる結果を生じ、爲めに云ふへからざるの不都合を見るべし、想ふに此の行政命令を以て有効なりとするも、其の効力を生ずるは命令發布の當日以後ならざるべからず、若し夫れ然らずとせば、命令の効力をして既往に溯らしむるの不都合を生じ法律の之れを許さるものあるを奈何せん、是故に此の命令發布以前に於て効力を保有することなく、其の効力を生ずるは早くも其の當日なりと論決せざるべからず、然るに此の如き行政命令の發布と類曆

の發賣頒布とは其間多少時日の経過あるべきを以て、多少の類曆は禁止に先ち既に發賣頒布せられたるものとす、他語以て之を言へば、類曆は内務大臣、發賣頒布の禁止を命令するまでは自由にて之を發賣頒布し得べし、則ち禁止あらざる限りは類曆は未だ應禁物たるの性格を具へざるものと云はざるを得ざるへし、是れ豈に奇怪と云はざるべけんや、一方に於ては法律は當初より應禁物なりと宣言したるに拘らず、内務大臣禁止の命令を發して應禁物なりと宣言せざれば應禁物にあらずとす、奇異も亦甚しからずや、加之ならず執行官は内務大臣の禁令なき爲め空しく袖手して以て應禁物たる類曆の發賣頒布を傍觀せざるを得ざるに至る、豈に不都合千萬ならずや、明治三年以來應禁物たる類曆の流布今に其跡を絶たず、是れ奸商輩の法網を潜脱し、不正の利得を射るに汲汲たるに因ると雖ども、復た此の取扱振

寄書

三十五

りの之を助成するに因るなきを得んや、執行官は類
層の流布あるを知るも内務大臣の禁令を俟つにあら
ずんば之を制止するを得ずと思惟すへければなり
然れども予か所説に反對するものは或は曰はん「子
か當該官憲發する所の禁止令を以て無効なりとする
は類層は法律上當然禁制せられたる物件なりと云ふ
に在り、而して子は法律上禁制物件たることは明治
三年の一布告に在りと爲せり、然るに子の視る所を
以てすれば明治三年の布告は類層を禁制したるもの
にあらず、唯其取扱を以て弘曆者の專業としたるの
み、既に法律之を禁制したるにあらずとせば子が行
政命令は法律に抵觸するか故に無効なりとの論議は
其の根基に於て既に崩壊したるにあらずやと」

(未完)

●犯數詐稱ヲ防クニ足ルベキ好方 便ハ無キヤ

某 生 投

近來治獄ノ事長足ノ進歩ヲナシ諸般ノ事項精緻周到
百事緒ニ就カントスルニ至リタルハ誠ニ喜フベキ事
ナレバ入監者ノ犯數ヲ詐稱スルノ一事今ニ之ヲ嚴遏
スベキ良法ヲ發見シ能ハザルハ遺憾ナリト云フベシ
司獄官其人ニシテ如何ニ精緻強記ナリト雖幾百ノ罪
囚ノ容貌姓名特徴等ヲ永久確記センコト得テ望ムヘカ
ラザルハ論ヲ待タズ殊ニ其原籍氏名ヲ詐稱シ初犯ト
シテ主張スルモノ、如キハ確然前在監者タリシコトヲ
認メ得ルト雖理ニ於テ直チニ斷定ナ下スベカラズ一
應秩序的ニ其詐稱ヲ確メズンバアラズ況ンヤ其記憶
朦朧判然確斷スベカラザルモノニ於テオヤ畢竟其記
憶ノ證記トナスベキモノナキヲ以テナリ是ヲ以テ彼
ノ奸黠ノ徒ハ再犯加重ノ苦ヲ免レンカ爲メニ或ハ司
ノ其當ヲ得ザル所之レ有ルベキハ固ヨリナリト雖
我國現時ノ財政ニシテ治獄ノ點ニ於テ完美ヲ望ミ得
ヘカラザル既ニ斯ノ如ンバ宜シク其事ノ大小輕重ヲ
計リ斟酌商量セザルベカラザルモノナレバ止ムヲ得
ザルノ一方便トシテ敢テ害ナカル可クシテ其利スル
所少ナカラザル可キ乎暫ク記シテ之ヲ識者ニ質ス江
湖諸彦高教ヲ垂ルレバ幸甚

●刑期計算ニ關スル富山地方裁判 所ノ決定ニ對スル疑義

在鬱ノ宮 如夢居士寄稿

富山縣監獄署在監囚淺井榮次郎外一名ハ刑ノ執行ニ
付異議ノ申立ヲ爲シタル所富山地方裁判所ハ左ノ決
定ナ下シタリ

決定書

已決囚 淺井榮次郎

田沼醒信

右兩名刑ノ執行ニ付異議ノ申立ヲ爲シタルニ依リ裁判所ニ於テ決定スル左ノ如シ

該申立ノ趣旨ニ於ケル各四人ハ明治二十四年十二月一日各重禁錮一月罰金五圓ニ處セラレ同月七日ヨリ刑ノ執行ヲ受ケ明治二十五年一月六日ニ至リ尙ホ放免セラレスレ蓋シ刑事訴訟法第三百十七條刑ノ執行ハ判決確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ストアルニ據リ各四人カ裁判宣告ノ際未拘留ニテアリシ故ヲ以テ刑法第五十一條ノ保釋責付ノ場合ト同視シタルモノナラン果シテ然ラハ法ノ解釋ヲ誤リタルモノトス何トナレハ拘留未拘留ニ依リ刑期ノ起算點ヲ異ニスヘキ法文ノ視ルヘキ者之アラサレハナリサレハ保釋責付ノ場合ヲ除ク外刑法第五十一條刑期ハ裁判宣告ノ日ヨリ起算ストアル原則ニ據ラサルヘカヲサルニ事ノ玆ニ出テサルヲ以テ異議ノ申立ヲ爲スニ在リト云フ

山縣監獄署ニ於テ刑執行ノ際放免ノ年月日ヲ告知セシニ本犯等ハ之ニ服セシテ異議ノ申立ヲ爲セシモノナラン歟併シ此點ハ本論ノ目的ニ非サルヲ以テ玆ニ之ヲ略ス

諸讀者諸君ハ右裁判所ノ決定ヲ見テ如何ニ思考セラハカ余ノ考フル所ニ依レハ該決定ハ法律ノ解釋ヲ誤リタルモノト思ハル請フ其然ル所以述テヘン

第一 刑期ハ何故ニ刑名宣告ノ日ヨリ起算スルカ刑法第五十一條ニ曰ク刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ス云々依是觀之刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スヘキハ明々瞭々ニシテ一點ノ疑アルナシ然リト雖モ富山地方法裁判所決定ノ如ク刑期ハ現實執行日數ノ如何ニ拘ハラス刑法第五十一條第一第三ノ例外ヲ除ク外判決確定ニ至ル迄ノ間其拘留ニ在ルト未拘留ニ在ルトニ區別ナク該條初項上段刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スト云フニ至テハ誤謬ノ甚タシキモノト謂ハサルヲ

刑事訴訟法第三百十七條ハ刑ノ執行ヲ始ムル時期ヲ示シ刑法第五十一條ハ刑期ノ起算點ヲ定メタル法條ナレハ此間ノ未確定ノ日數即チ刑ノ執行ヲ受ケサル日數ヲ見ルニ免カルヘカヲサル法律ノ結果ナリトス故ニ刑期ハ現實執行日數ノ如何ニ拘ノス刑法第五十一條第一第三ノ例外ヲ除ク外判決確定ニ至ル迄ノ間其拘留ニ在ルト未拘留ニ在ルトニ區別ナク該條初項上段刑期ヘ刑名宣告ノ日ヨリ起算ストアルニ原ツキ各四人ノ受ケタル重禁錮一月ハ其宣告ヲ受ケタル明治二十四年十二月一日ヨリ起算スヘキモノトス

明治二十五年一月八日

是ヨリ先キ四人淺井榮次郎外一名ハ一旦異議ノ申立ヲ爲シタリシモ裁判所ニ於テハ刑事訴訟法第三百二十二條ノ意義ハ現ニ執行ニ着手セラレタル場合ニ於テ申立ルモノニシテ未ダ着手セラレサル以前ニ於テ申立リヘキモノニアラストシ之ヲ棄却セリ想フニ富

得ス抑モ刑期ヲ起算スルニ刑名宣告ノ日ヨリスル所以ノモノハ身體ノ拘束(即チ未決拘留)ヲ受クルニ依リ上訴期間即チ未確定ノ日數ヲ刑期ニ算入スルノ謂ナリ換言スレハ刑ノ執行ハ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ス然レハ上訴期間即チ未確定ノ中ト雖モ身體ノ拘束ヲ受クルヲ以テ此日數ハ刑ノ執行ヲ爲シタルモ略ホ同様ナリ然ルチ更ニ裁判確定ノ後全ク刑期ヲ執行スルニ於テハ詰ニ涉ルヲ以テ立法者ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スト規定シタルモノナルヘシ斯ク言フハ富山地方法裁判所ト余輩ノ意見ハ全ク反對ナルヲ以テ其證據ヲ提出セサルニ於テハ俗ニ所謂水掛論ニ歸ス故ニ余ハ茲ニ其證據ヲ示スヘシ夫レ刑ノ執行ハ才判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲スヲ得ストハ刑事訴訟法第三百十七條ノ明言スル所ナリ然ラハ爰ニ拘留五日ノ刑ニ處セラレタル所アルハ(未決拘留ヲ受ケサル者)如何ニ之ヲ執行スヘキヤ富山地

方裁判所ハ曰ク刑期ハ現實執行日數ニ拘ラス刑法第五十一條第一第三ノ例外ヲ除ク外判決確定ニ至ル迄其拘留ニ在ルト未拘留ニ在ルトニ區別ナク該條初項上段刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スト云ヘリ果シテ然ラハ此拘留五日ハ遂ニ執行スルヲ得スシテ消滅スヘシ何トナレハ上訴期間即チ未確定中ニ五日ノ日數ハ經過シアルヲ以テ裁判確定ノ後執行セントスルモ得ヘカラサレハナリ其執行スル能ハサル刑ヲ言渡シ何ノ効アリヤ豈ニ斯カル有名無實ノ手續ヲ爲スモノアラシヤ此ヲ以テ刑法第五十一條刑期ハ第一第三ノ例外ヲ除ク外絶對的ニ刑名宣告ノ日ヨリ起算ストノ論旨ハ其誤謬ナルヲ知ルニ足ル

第二 禁錮ノ刑ノ言渡チ受ケタル者ハ當然拘留スヘキモノニアラサルカ

舊治罪法第三百六十四條第二項ニ曰ク被告人禁錮ノ刑ノ言渡チ受ケタルハ當然保釋責付ヲ取消シタル

第三 禁錮ノ刑ノ言渡チ受ケタル者ハ當然未決拘留ニ付スヘキモノナルニ之ヲ拘留セス裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ爲シタルハ何レノ日ヨリ刑期ヲ起算スルヤ

此點ニ付テハ前段ニ於テ辨明セシ如ク未決拘留シ在ルヲ以テ刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算スルモノナルヲ以テ假令當該官ノ誤リニモセヨ全ク身體ノ拘束ヲ受ケサル者ニ對シ其未確定中ノ日數ヲ刑期ニ算入スヘキ道理ナキヲ以テ刑執行ノ日ヨリ起算セサルヘカラス若シ然ラストセハ萬一誤テ一ヶ月間刑ノ執行ヲ爲サハルハ遂ニ執行ヲ爲サスシテ刑期ノ了ルニ至ラン(刑名宣告ノ日ヨリ起算セハ)豈ニ斯ノ如キ理アラシヤ

終リニ臨ミ一言スヘキモノアリ何ソヤ曰ク富山地方裁判所ノ決定書ニ依レハ本犯ハ重禁錮一月ニ處セラレ明治二十四年十二月七日ヨリ刑ノ執行ヲ受ケ明治

者トス但上訴中更ニ保釋ヲ求ムルヲ得ト此規定アリシヲ以テ同法施行中ハ假令保釋責付ヲ爲シタル場合ニアラサルモ拘留ヲ受ケサル者ナルハ同條ノ趣旨ニ依リ禁錮ノ刑ノ言渡ノ結果トシテ當然拘留スヘキモノナルヲハ推知スルニ足ル然ルニ現行ノ刑事訴訟法ニ於テ該條ノ規定ヲ削除シタルハ如何ナル理由ニ基クカ熟考フルニ刑法第五十一條ニ刑期ハ刑名宣告ノ日ヨリ起算ストアルニ依リ禁錮ノ刑ノ言渡チ受ケタルハ其言渡ノ結果トシテ當然拘禁スヘキモノ(上訴中保釋責付ヲ許スハ格別)ナルヲ以テ敢テ保釋責付ヲ取消シタル者トス云々ノ規定ヲ要セス法理上正ニ然ルヘキモノナリト思惟シ贅文ヲ省キタルニ因ルモノナラン此解釋ヲシテ誤リナカラシメハ富山地方裁判所ニ於テ淺井榮次郎等ヲ裁判宣告ノ後未決拘留ニ付セサリシハ不當ノ所置ナリト謂ハサルヲ得ス

二十五年一月六日ニ至ルモ尙ホ放免セラレス云々トアリ果シテ一月六日ニ至ルモ尙ホ富山縣監獄署ニ於テ放免セサルモノトセハ是又不當ノ所置ナリトス或ハ異議申立ノ決定ハ一月八日ニ在ルヲ以テ若シ此落着迄拘禁セシモノトセハ大ナル誤リナリト雖モ此點ハ判明セサルヲ以テ敢テ贅セス

右ハ獄務上等閑ニ付スヘキモノニアラサルヲ以テ卑見ヲ述ヘ況ク識者ニ質ス

雜錄

明治二十四年中警察上重要ナル記事

此年間に屬する警察上重なる記事を左に掲出して讀者の瀏覽に供せんと欲す

一月二十日午前客時四十分議事堂火を失して全

院焼失其原因は電氣燈線の熱度暴騰したるに在りといふ

一四月一日警視廳官制を改正す

同日警視廳高等官俸給令、巡查本部警察署警察分署諸警部及消防士消防機關士俸給令、警察署長に補すへき警視特別任用を定む

一四月二日警視副總監園田安賢氏を警察總監に任す

此日警視廳大に改革を行ふ

一四月九日内務省警保局長清浦奎吾氏依願免本官
埼玉縣知事小松原英太郎氏内務省警保局長に任す

一五月十一日滋賀縣大津に於て巡查津田三藏露國皇太子を傷す

天皇陛下殊に聖慮を惱ませ給ひ内閣總理大臣に詔して承かに兇行者を處罰し善隣の好誼を毀傷

一七月廿四日内務省官制を改正し警保局に主事を置き高等警察の事務を掌理す

同日北海道廳に警部長を置く

一七月二十七日内務省令第十一號を以て刑死者基標及祭祀等に關する件を定む

本令は第一條より第五條に至るものにして刑死せし者の墓標建設及祭祀を行ふを寫真肖像等を陳列若くは販賣するを禁すると違背者を處罰すると等を規定せしなり

一八月十日勅令第六十九號を以て巡查俸給令を定む

俸給を別て一級十圓、二級九圓、三級八圓とし滿九年以上勤續せし者に十二圓十五圓を給するを得せしむ(本令は二十五年四月一日より施行す)

同日勅令第七十號を以て巡查を判任官待遇と

すると勿らしむ

同日内務省訓令第七號を以て露國皇太子殿下の滞在地及通行の途次萬一の不都合なき様日夜警察を嚴密にせしむ

一五月十六日勅令第四十六號を以て内務大臣は特に命令を發して新聞紙雜誌又は文書圖書に外交上に係る事件を記載する者をして豫めその草案を提出せしめ之を檢閲して其記載を禁ずるとを得せしむ

一五月十七日内務省令第四號を以て新聞紙雜誌又は文書圖書に外交上に係る事件を記載せんとする者は本年勅令第四十六號に依り豫め其草案を東京府下は内務省へ其他の地方は管轄廳へ提出し檢閲を受けしむ

一六月一日内務大臣西郷從道氏依願免本官宮中顧問官品川彌二郎氏内務大臣に任す

す

一同日内務省訓令第十五號を以て警察禮式を定む
禮式は之を三十七條に分つ敬禮の方法載せて餘す所なし、此訓令の出る爲め明治十九年内務省令第十八號は廢止せり

一八月廿六日小松原警保局長地方警察實視の爲め長野群馬茨城の三縣に巡回す

一九月三日内務省訓令第二十一號を以て巡查採用規則を定む

本則は之を八條に分ち従前内定の標準を更正して之を公示し特に誓約の規定を設けらる
一九月二十四日内務省令第十七號を以て米國に於て發行する革命と題する新聞紙は内國に於て發賣頒布することを禁止す

一十月廿八日愛知岐阜の兩縣下地大に震ふ
右記載の外三月五日は警視廳雇普國警察大尉ヘーン

氏の雇滿期に付解雇せられ其月七日を以て出發本國に歸へられたり又四月廿六日は前警保局長たりし清浦奎吾氏は政務取調の爲め歐洲漫遊として出發せられ又露國皇太子殿下來遊の節警衛に従事せし巡查に慰勞金を下賜せられたりといふ

●看守訓授試作

門 外 漢 稿

十二、護送中ノ心得

在監人ヲ監外ニ出シ監獄官吏ニ於テ之ヲ護送スルハ專ラ裁判所若クハ警察署へ往復セシメ又ハ外役場ニ出役セシムル等ノ場合ニ多クシテ戒護上嚴密慎重ナル注意ヲ要スル恐ラク之ニ加フルモノナカルヘシ、蓋シ逃走ノ念慮ヲ抱テ時機ヲ窺ヒ寸隙ダモ之ニ乗セントスルハ在監人タル者ノ常情ナリ、而シテ監外護送途中ハ逃走ヲ爲スニ最容易ナル時機ヲ與フルモ

夫レ戒護ノ嚴肅ナランコトヲ要スルハ言ヲ俟タス、

獄則ノ命スル所ハ嚴重ニ之ヲ執行シ敢テ或ハ私意ヲ挾ムコトナク在監人ニ對シテハ常ニ公平ヲ旨トシ又力メテ威嚴ヲ保持シ、機ヲ見ル敏捷、變ニ應スル迅速ニシテ更ニ緩慢ニ失スルカ如キ形蹟ヲ存セサルヲ要ス、如此ニシテ戒護者ノ侮ルヘカラサルヲ知ラシメ、吏員ヲ尊敬スルノ念慮ヲ生セシメハ如何ニ頑迷ナル在監人モ自然ニ感化シ從順タラサラント欲スルモ得ヘカラサルニ至ラン、護送途中ニ於ケル戒護方モ亦此軌範ヲ脫スヘカラス、而シテ戒護者ノ監獄内ニ於ケル平常ノ行爲如何ハ護送途中ノ戒護上ニ影響ヲ及ホスコトハ決ノ甚カラストス、若シ平常ノ行爲ニシテ在監人ヲシテ尊信セシムルニ足ラス又彼ノ徒ヲ畏服スルニ足ラストセハ、號令行ハレス駕御空シキヲ制スルコト能ハス、一朝監外ニ護送スルニ際セハ忽チ途中ニ於テ暴行脅迫ニ遭遇シ終ニ逃走セシム

ノナリ、彼レ逃走者ノ護送途中ニ多ク能ク之ヲ例證スルニ足ル、又路人ト通息シ若クハ之ト物件ヲ受授スル等ノ弊害モ亦護送途中ニ多シトス、護送途中ニ在テ正確ニ檢束ヲ施シ、仔細ニ觀察ヲ凝ラシテ護送ノ責務ヲ全フスルハ至難ノ業務ナリト云ハサルヘカラス、是レ戒護上最モ嚴密慎重ナル注意ヲ要スル所以ナリ

抑々拘禁ノ要ハ逃走ヲ防制シ、社會ト離隔シテ通息受授ノ道ヲ絶テ、而シテ犯罪ヲ豫防シ、證據ノ湮滅ヲ防止スル等ノ目的ニ出サルハナシ、若シ戒護其道ヲ得ズシテ逃走セシメ、若クハ監外人ト通息受授スルカ如キ機會ヲ與フルニ至テハ拘禁ノ目的ハ終ニ貫徹シ得ヘカラサルナリ、於是乎護送ノ責務ヲ全フシ得ヘキ方法手段ヲ講究練磨スルノ一事ハ戒護事務上必須欠クヘカラサル要件タルヲ認識セザルヘカラサルナリ

ルノ不幸ヲ醸生スルニ至ル、之ヲ換言セハ平常ニ於ケル戒護者ノ行爲如何ハ護送中ノ戒護ヲ全フスルニ就テ至大ノ關係ヲ有ス慎マソンハアルヘカラス要スルニ護送中ノ戒護ハ監獄内ニ於ケル戒護ニ比スレハ其艱難ナル固ヨリ同日ノ論ニアラス、護送途中ニ在テハ一層慎重ナル注意ト機敏トヲ要シ、嚴正以テ在監人ヲ待テ、剛毅以テ事ニ當リ、能ク機ヲ制シ、又能ク陰微ヲ摘發シ、以テ其職務ヲ盡スニ熱心且誠實ナラサルヘカラス、如此ニシテ戒護至ラサル所ナキモ猶ホ其及ハサランコトヲ恐ル、在監人中ニハ陰險狡猾ナル徒アリテ戒護者ノ隙ヲ窺ヒ巧ニ詐謀詭計ヲ成就シ敢テ戒護者ヲ欺騙スル者少カラサレハナリ、而シテ戒護者ニ最モ戒ムヘキハ在監人ノ歡心ヲ買ハント欲シテ、看過假借シ縱力ニ事ナキヲ期スルカ如キ局且噏安ノ卑劣手段ヲ取ルニ在リ、其歡心ヲ買ハント欲シテ豫期スル所ノ結果ハ必スヤ反對ニ

出、適々以テ在監人ノ侮蔑ヲ招クニ止マルノミ戒諭者タルモノ豈精察セスシテ可ナランヤ故ニ護送中ノ心得ニ關スル事項中必要ナルモノヲ左ニ列記シテ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一、護送途中ハ戒護ヲ嚴重ニスヘキハ勿論ナリト雖虐待ニ涉ルカ如キ行爲ハ之ヲ愼ムベシ
- 二、護送スヘキ在監人ノ姓名及ヒ刑期又ハ被告事件ハ勿論其平素ノ行狀并ニ性質ハ之ヲ熟知シ戒護ヲ爲ス資料ニ供スヘシ
- 三、戒具ヲ施シテ護送スヘキ在監人ナルハ先ツ其戒具ノ良否及ヒ適否ヲ査閲スヘシ
- 四、護送スヘキ在監人ノ身体及衣服ハ其出獄ニ先タチ之ヲ搜檢シ、包藏物ヲ有セシメサル様注意スヘシ、其外役場若クハ裁判所等ヨリ歸監スル時モ亦全シ
- 五、護送吏員ハ互ニ協同補佐スルコトヲ勤メ敢スヘシ

多人數ナルハ戒護ノ行キ届キ易キ様配置スルコトニ注意スヘシ

- 十、護送中帶劔ハ其柄テ左手ニテ握リ奪取セラレサル様注意スヘシ

- 十一、護送中逃走スル者アルハ直ニ之ヲ追跡捕獲スルコトヲ怠ルヘカラス若シ手元ニ殘リ居ル者アルハ追跡スルコトヲ止テ其殘リ居ル者ヲ監護スヘシ尤二人以上ノ吏員ナルハ相當監護者ヲ殘シ置キ他ハ追跡方ニ從事スヘシ

- 十二、護送途上ニ於テ上圖セソコトヲ請フ者アルハ如何ナル事情アルモ逃走ヲ容易ナラシムルノ懸念アル所ニテハ許可スヘカラス若シ何等ノ懸念且支障ナクシテ萬止ムヲ得サル者ニ限り許可スルハ之ヲ許シ此場合ニ

テ責任ヲ他ヘ譲リ合フカ如キ行爲ナキヲ要ス

- 六、護送中ハ如何ナル事情アルモ其護送ニ係ル在監人ヲ監督視察スル外他意アルヘカラス在監人ヲ制止シ又ハ訓戒スルニ當テハ罵詈暴言ハ之ヲ愼ミ勤メテ温言ヲ用フヘキ様注意スヘシ
- 八、護送吏員ハ其護送ニ係ル在監人ノ後ロ又ハ横側ニ在テ之ヲ監護シ、後部ニ在ルハ在監人ヨリ三步以外ニ離ルヘカラス、又横側ニ在ルハ在監人ノ平行線ヨリ少シ下リタル處ニ在ルヲ要ス其在監人ヲ去ルノ間ハ遠ク三尺ヲ離ルヘカラス
- 九、若シ二人以上同時ニ護送スルハ之ヲ二行トナシ吏員ノ一人ハ前列ト又後列トノ間ニ入りテ其前列ヲ監護スルカ如キ配置ニ爲

ハ其監督ヲ怠ルヘカラス

- 十三、護送途上ニ於テ病發シ步行ニ堪ヘサルカ又ハ劇甚擱キ難キ者アルハ直ニ人力車ヲ僦ヒ入レテ之ニ乗ラシメ又ハ他ノ者ニ負荷セシメテ監獄ニ護送シ以テ治療ヲ受ケシムル等臨機ノ處分ヲ爲スコトヲ怠ルヘカラス

- 十四、二人以上同時ニ護送スルハ相互ニ談話スルコトヲ禁シ又路人ト聲語シ其他隱語若クハ姿貌形容等ヲ以テ通意スルカ如キコトナカラシムル様注意スヘシ

- 十五、護送中ニ係ル在監人ニシテ路人ノ通行ヲ妨ケ又タハ之レニ近接シテ窺カニ物件ノ受授ヲ爲スカ如キコトナカラシムル様注意スヘシ

- 十六、護送途中ニ在テハ護送中ノ在監人ヲシテ濫リニ佇立シ又ハ地上ノモノヲ拾フコトヲ嚴

禁シ遺失物アルモ之ヲ拾取セシメサルヲ要ス若シ如何ナルモノニテモ拾取リタルハ直ニ之ヲ檢査シ且取上クヘシ

十七、護送中ニ係ル在監人ノ行狀其他在監人ニ係ル見聞ノ事項ハ細大トナク歸監ノ上之ヲ看守長ニ報告スヘシ

十八、護送中獄則チ犯シ又ハ命令ニ違背シ其地刑法ニ觸ル、等ノ所行ヲ爲セシ皆アルハ其証據ト爲ルヘキモノヲ具シ歸監ノ上看守長ニ申告ヘスシ

雜報

●豫戒令に關するリヨースレル博士の意見

壯士と稱する一種の徒が社會に加ふる妨害の制止は對してのみ行はるゝの間は普通警察機關の保護を以て充分なりとす雖も今や害毒の及ぶ所既に廣且大なるを以て特別の禁遏手段を施すの實に已むを得ざるに至りたり

蓋豫戒令に於て計畫する所の如き禁罰は果して國家の警察權を以て規定することを得へき所なりや否や換言せば此等の罰則は寧ろ刑法を以て規定すべき所にあらすやと云ふは一の疑問なり然れども此の疑問たる決して學理上より此等の處罰の當に刑法を以て規定すべき所たるや否を云ふにあらず學理上に於ては刑法と警察手段との區別朦朧として判罰すべからず能く此の區別を定むるものは獨り一個の現行法制あるのみ或る國に在ては本令に記載する規定の幾分を刑法中に掲げたり例へば獨逸刑法には選舉執行に對する暴行(第七七條)投票權執行に對する暴行(第一百六條)他人の自宅内に於ける暴行(第二百二十三條)等の諸項あり然れども此の如き特種の保護を與ふる規定は多く他國の刑法に見ざる所にして日本現行刑法に於ても固より其條あることなし且是等の規定は日本現時の國情に照して必要なるに依り本令を以て規定せんとする保護手段の全部を包括すること能は

世人の久しく希望する所にして極めて緊要の措置なりとす此の輩は漫に他人に對し政治上の檢察者を以て自ら任し他人の事業職務に干渉して其の自由を侵害し各政黨の靜安なる共存を妨碍し民間に於ける政治思想の自然發達を阻過し遂には暴橫放縱の言論動作に依り憲法の圓滑なる運用を紛亂せんとするに至れり是れを以て此の如き不法の暴徒を拘束して以て良民及び國家を保護するの必要なるは毫も疑を客れざる所とす而して苟も刑法を以て制止し得へき限りにあらざるの事項は宜しく警察手段を以て之に當らざる可らず即ち警察手段は憲法第九條依り天皇が立法權の外に於て行ふの權を有し給ふ所なり今や是等不法の徒を拘束する爲めに特別の警察手段を取るに於て憲法上の根據とする處は他なし此輩の不法は既に業に公共の安寧秩序の爲めに危險且有害なるに至りたる事實是れなり彼の壯士は一種特別の社會を結て協同の運動を爲し粗暴の舉動を以て殆んど其職業と爲せり是に於て良民の其の害毒を憂ふるもの獨り二三の地方に止まらず既に之を以て公共の安寧秩序を妨害するものと爲すも亦何の不當あらんや若し此の如き粗暴の舉動にして稀に個々の人士に於て之を必要とするに日本現行の刑法は一も壯士の不法にして最も非難すべき舉動に對して人を保護するの條項を存せざるが故に此の缺を補ふに適したる行政上の規定を設け警察をして之を勵行せしむること萬已むを得ざるなり又概して論すれば本分に於て處罰せんとする所の如き事項は之を損害の點より論するも權利の侵害生命體軀の保護等の點より見るも未だ其の性質に於て刑事上の處犯を組成するに足らざるものなり或は上述の如く將來に於て是等の事項の幾分を以て刑法の規定に移すことなきに非ざるへし然りと雖も之れが爲に目下警察權を執行することを妨げざるなり況や日本現時の法制に於ては本令記載する所の如き事項は大抵警察に屬するの事項と看做さるゝに於てをや輒近世論の傾向は公共の安寧秩序を保護するの必要より起れる人身上自由の制限は立法の機關を経て之を規定すへしと云ふに在り(ロエンチ字國々法論第四卷第二百二十五頁第二百八十八節參觀)然れども斯の説たる成るべく行政權の範圍の減縮して立法權の畛域を擴張せんとする一般の傾向に基くものにして敢て是認すへき所に非ず現に此學說を以て實際の政策と爲すの邦國に於ては微弱なる行

政權の下に於て其數愈加はり其暴益甚たしきに至れる不法の放縱と危害とに對し政府は良民を保護するの甚だ困難なるを覺ゆるなり且日本に於ては此學説は法律上の基礎を欠けり何となれば警察命令は憲法第二十九條を以て天皇の獨立行政權に屬することを明記したればなり

就中本令に於て規定したる所の罰則に關しては行政を削て立法に加へんとするの特に不可なるを論ぜざるを得ず蓋警察命令を發するの權は自然に且當然に警察上の罰則を設くるの權を包含せざるを得ず然らざれば折角の警察命令も決して其効力を全ふすること能はざるへし而して處罰の輕重は處犯の輕重と之を防遏する必要の度とを斟酌して以て規定すべき所なり蓋し罰則を設くるの權に關しては其の命令を發する官廳の段階に依りて異なる種々の制限を存するところあり又勅令に關しても稍廣濶なれど尙ほ一定せる限度を設くることなしとせす現に日本に於ては明治廿三年九月法律第八十四號并に全年全月勅令第二百八號を以て之を規定したり是に於て實權政治の原則は頗る正確なるものあるにも拘らず敢て之に異議を奏みて論を爲す者あり曰く警察上の罰則は法律を以

て之を規定し若くは委任すべきものにして其輕重は刑法に規定したり違警罪の程度を超過することを得ずと然りと雖も此くの如きは獨り常に實行を期する政府の須要と併立することを得ざるのみならず又日本憲法に於て一も根據を有せざるの妄見たるを免れざるなり

以上論究する所に依り茲に本令は憲法上非難すべき所なしと結論せんとす本令に規定する豫戒の制は本人をして其の行爲の公共の安寧秩序に有害にして若し改悛せざるに於ては禁罰に處せらるべきことを前知せしむる一種の廣告なり此制は嘗て佛國に於てナポレオン第三世の時新聞紙に對して實行せし所に於て即ち三たび豫戒して猶改悛せざる新聞紙は政府全く之を禁止するを得るの規定なりき而して今や此制を壯士に適用せんとするに至ては更に適切なるを見るなり何となれば之を新聞紙に適用するに於ては印行に關する憲法上の自由を侵すの嫌なしとせす雖も壯士に至ては憲法は他人に向て暴威を示し若くは政論の爲に他人に對し檢察を行ふの自由を擔保せざるを以て憲法上の自由を害するの虞會てあらざればなり壯士の行爲は假令刑法上の論點より之を不適法

と爲すを得ずとするも恰も狂犬を飼養し若くは有害なる食物を販賣するど均しく公共の安寧秩序の點より之れを害惡と爲さることを得ず隨て公共並に國家の利益の爲めに之を禁遏するを得へし而して若し單に豫戒のみを以て禁遏の目的を達すること能はざるときは處罰を以てする更に有効なる禁遏法に依頼せざるを得ず且つ之に依頼するも決して警察權の正當なる範圍を越るに非ざるなり

●警察費に關する府縣會の議決

は府縣制を實施したる地方に於ては同制第九十條第三號（法律勅令ノ規定ニ依リ官廳ヨリ下渡ス歩合金ニ對シ支出金額ヲ定ムル事）により内務大臣及び大藏大臣の認可を要する次第なり但し本條文を一讀するときは官廳の下渡金主にして地方税より支出の金額従たる場合のみに限るか如く隨つて又警察費の如き地方税金主にして國庫金之か従たるの姿あるものには適用すべからざるか如くなれども本條の法意は決して然らず或は右の如く誤解し法律の必要手續を履まざるものあるを恐れ念の爲め茲に一言す

●政談集會の屆書

には集會の場所年月日時並に發起人及び講談論議者

の氏名住所年齢の外他の事項の記載を要せざる筈なり又合式の屆書たる以上は警察官署は之か受理を拒むこと能はざるは勿論のことなり然るに近頃新聞紙の報する所に依れば或る地方に於て政談集會の發起人は法律所定の屆書を差出したるに警察官署は之か受理を拒みたり由りて發起人は其理由を尋ねたるに屆書中演題の記載なき爲め受理せすとの答を得たるに就き發起人は更に演題の記載を要する次第を反問したるに右は當該官署の内規に依るとの答を得たる由を報道し且つ右は奇怪の次第ゆへ尙ほ事實の眞否如何を精査し更らに報道する所あるへしと附記せり然るに予輩は右等は事實の調査を要せず直ちに誤傳なりと斷言するに憚からざるなり法律に規定したる事項の外他の事項の記載を要するなどとは實に奇怪千萬にて警察官署の内規を設けて他の事項をも記載せしめ而かも此内規に違ふ屆書は受理せすなどとは到底有り得べき漸にあらす新聞紙の警察官署を誣ゆる又甚しと云ふへし予輩は右新聞紙が更らに事實を審査したる結果は前日の報道の事實無根なりしことを報道せざるを得ざるに至らんことを期す否な予輩は右新聞紙の事實を審査するの勞を取るに及ばず

ちに其誤謬なることを公言せんことを勧告す又讀者に對しては右の如き途方もなき報道に誤られざらん直ことを注意す（假令其誤傳なりとの公言なきにもせよ）

●看守を庶務に使用すへからず

看守の職務は分掌例に規定しあるを以て其規定外の事務に使用すへきものにあらざるは明かなることなれども往々看守を受付其他書記計算の事務に使用する所あるを稔聞す右は成規の許さざる所にして如此事務に使用せば必ずや戒護吏員に不足を生じ爲めに肝心の戒護を緩慢ならしむ宜しく速かに舊弊を一洗し看守は看守たるの本務に復し其職分を明かにすへし官守を明かにせずして職分を混淆するは改良を圖るの道にあらざるなり注意ありたきことどもなり

●監獄支署長

ば監獄書記を以て之に充つへしとは曾て其筋より訓令せられたる處なりと聞き及べり然るに中には看守長を以て之に充て或は看守長をして監獄書記を兼ねしめ監獄支署長たるへき場合にも尙ほ何縣看守長を署名する處あり萬一にも事實なりとせば總て訓示の旨趣に悖るものなるを以て速かに之を改め訓示の旨

●刑事被告人等の運動に就て

刑事被告人又は無定役囚に運動を許すに當り同時に多人數を出し同場所に於て運動せしむることあるを以て互に相交通するの便宜を與ふることあり爲めに弊害の生ずること多しとせざるなり若し多人數同時に同場所に於て運動せしむるの止むを得ざる場合には各人の間に少くとも五歩の距離を置かしむる様配置すへし

●女監取締の服制

は未だ一定の設なきより各府縣より之が製方に付其筋へ經伺せらるゝ由なれども府縣會に於て之が費用を可決し之を女監取締へ給與することに異見なきに於ては製方に規定なきを以て各府縣に於て適宜になし稟請を要せざるものなりとのことなれば故らに伺出るか如き手數は之を省略して可らん

●軍衛處斷囚の收監方及費用

に就ては明治十九年一月内務省甲第一號達及同二十三年三月内務省訓令第十六號の趣有之右達令に當たる囚人は總て地方監獄若くは集治監へ收監し之に係る費用は地方稅若くは集治監費にて支辨し普通裁判所處斷囚と同様に扱來りたる處頃日兵籍を除かれたる

を休し監獄書記を以て支署長と爲すこととし若し看守長兼監獄書記なるに於ては可成書記を本務となして看守長を兼ねしめ而して總て監獄書記の資格を以て支署長となることに一定せられたし注意まで一言す

●領置貨物の記帳方并に會計檢査院へ證明方

在監人の所持品は從來一々其品名及金額を別記して以て會計檢査院へ證明し來りたる趣の處右にては非常なる手數を要するにより彼等の便宜を參酌し自今は所持品の科目は單に在監人所持品となし其内譯は衣類雜品の二目を以て記帳し之を證明すへき計算書も右に準して調製の上其證明書類は典獄の證明書を以て會計檢査院へ差出すとに改り餘程簡便になりたる由因に記す簡便の二法を示されたるにより在監人の所持品は一々評價せずもがなとの見解を抱持せらるゝに至る向もこれあるべしと雖一々評價したる上にあらざれば合計金額を算出すること能はざる道理なれば監獄の帳簿に登記し置くには省略することなく出來得る丈精密になし置くへし萬一にも紛失するか又は盜難に罹る等のことありとせんか其價額の判明せざるが如きことありては甚だ不都合なればなり

者の解釋に就き異論生し或は兵籍の文字を換解して現役に限るものとなし豫備後備に在る者は總て地方監獄へ收監すへきものとなせり然れども此は甚だ附會の説にして兵籍とは現役は勿論豫備後備に在る者と離之を總稱するものたるは明々瞭々たるを以て豫備後備に在る者は地方監獄に收監すへきものならざることに決したる由軍法會議所在地の監獄に於ては全く兵籍を除かれたる者にあらざるよりは決して收監すへからず注意のため一言すること爾り

●典獄の立迭

は獄制の改良上甚だ不利益なるを見る監獄の事業たる一種の専門に屬し一朝一夕に曉通し得るものならず必ずや幾干の年月を要す若し其職に不適任なるに於ては格別なれども或事情の爲めに交迭せしめらるゝに於ては敢て猛省を請はざるを得ず因に記す廣島縣典獄たりし六角耕雲氏は佐賀縣佐賀郡長に轉任し佐賀縣小城郡長石井翼氏廣島縣典獄に任せられたり典獄の立迭頻繁なるは我が獄制上惜みて尙ほ餘あるなり

●傍觀生氏の投書を讀て

本誌第三卷第一號雜報欄内に「獄則違犯に就て」と題

する傍觀生氏の投書あり之を一見するに嘗て我監獄よりの報告に係る囚人の構内獨歩を禁したる結果烟草吸用の違犯者を撲滅したりと云へる件に對し氏は囚人にして斯る非行をなすは此は戒護に従ふ吏員が囚人の目前等をも顧慮せず自由勝手に吸烟し其吸殻は亦構はず隨意氣儘に囚人の通行若くは出入し得へき場所等に遺棄せるを以て夫れか爲め自然囚人の忿念を勃興せしめ地上等烟草吸殻の遺棄しあるに會せば忽ち之を拾ひ得て終に獄則違犯に至るものと推定し結局囚人の違犯は官吏自から其道を啓き與へたるものとなし明或は暗に痛く官吏の處置を論難抗撃し其最終に至て囚人の通行路若くは目前等に於ては如何なる吏員と雖も烟草吸用は嚴に之を禁止すべしとの教示を加へ以て當局者の注意を促されたり然るに我監獄に在ては氏か所謂囚人の通行すへき場所吏員が烟草の吸殻を散逸するが如きは勿論其目前等に於て烟草を吸用するが如き不紀律なる行爲をなすものは斷して之れ非らず否な獨り我監獄のみならず苟も我國今日の監獄に在ては一として斯る不都合なる事實のあるべきとは夢にだも思はざる所なり氏の妄論も亦甚たしと云ふべし然れども氏の所論は

我監獄の實況を穿ち得て立論したるにあらずして單に事實を假定したるに過ぎざれば之れに向て彼是れ辨駁するは余の甚が屑しとせざる所なり只其假定の誤謬あるが爲め隨て折角惠まれたる教示の徒勞に屬するに至ては頗る氣の毒千萬と云はざるを得ず然るに氏をして斯く誤謬の假定を爲さしめたるは全く故なきに非らず蓋し當初報告の簡にして單に吸烟違犯者の撲滅したるとのみに止め其犯則に關する實況等は毫も之を報せざりしに由るならん然れども當初之れを報せざりし所以のものは抑も吸烟の犯則たる獨り我監獄のみに止まらず他の府縣監獄にも往々見る所にして然かも其犯則の起因等に至ては概ね同一轍に出づるものゝ如く且つ該報告たるや専ら獄事の實際に通曉せる諸氏の參考に供せんとの目的を以て本學會に報したるものなれば續々犯則の起因等を報するは反て蛇足の憾ありしを以ての故なり然るに圖らざりき氏をして斯る誤謬の推測を下さしむるに至らんとは是れ余の遺憾とする所なり依て止むなく杜撰を顧みず右に犯則の實況を述べ氏の參考に供せん

とす

抑も從前我監獄囚徒の吸烟違犯者は如何にして其之

●衛生工事の世の中

れに要する烟草并に吸烟器具を得しかを尋釋するに概ね外人をして密かに構内に投入せしむるか否らされは製作素品たる藁若くは紙屑等に隠匿して巧みに構内に輸送せしむるものにあらざるはなし而て其投入し輸送するは一に出監者の處爲に係るものにして此は皆在監中相約するところあるに因るものなり然り而して囚徒如斯手段を以て一人之れを收得するや忽ち數人若くは數十人に輾轉分與し各自之れを土中に埋没或は製作素品等に隠し置き獄吏の隙を窺ひ機に乗して以て其慾心を充たすに至る此を以て當局者は日夜孜孜此種の弊害を掃蕩せんとして或は看守を構外に警邏せしめ製作素品の見取りは窮めて精査を盡し或は又た不時に囚徒の身体若くは役場等を搜檢し一は以て煙草并に吸烟器具を構内に投入及び輸送するの害毒を絶たんとに勉め一は以て烟草等の構内に出没するの惡弊を絶たんとに勉めたりしも外人の奸策囚徒の誦計は得て之れを防遏するに至らざりしが過般囚徒の構内獨歩を禁して一層其檢束を嚴にしたるに偶々其結果此種の弊害を免除するに至れり之れ我監獄囚徒の吸烟違犯に關する實況の大略たり願くは傍觀生氏よ幸に之れに由て了解せられ

んことを山縣齊高氏より投書せらる

となれり近來各地方に種々傳染病の猖獗するを聞くに頻々として殆ど耳を聳する斗なり上水及下水の建設益々急要となれり世人何を苦んで今尙躊躇するや其上大火災の報に接するとも少からず此一舉兩全の策を講ずるの遲きは眞に不可思議千萬なり身体の營養には食物を要し家道の保全には資本を要するなり今將た何をか疑はん決然斷行せよ斷然決行せよ

●當監獄署所在地即ち宇都宮町に於て天然痘の流行蔓延の徴を現はすや時は明治廿四年十月月中旬にして爾後數日を經過し該月下旬に至るや流行蔓延稍猖獗を極め一般人民の恐怖心を惹起するに至れり茲に於て市中は種痘規則第三條に従ひ十一月一日より臨時種痘施行の命令を下せり是當市街該病流行初發の概況なり然り而して監獄署に於ては十一月一日より臨時種痘準備に着手し該月六日より在監人一同に臨時種痘を施行せんと企てたり然るに該月五日に至り俄然二人の(内一人は刑事被告人なり而して刑事被告人中には一人のみにて病毒消滅したり)天然痘患者を發見するに至れり依て直ちに該病者を隔離し同房者は悉く休役せしめ監房臥具衣服等嚴密の消毒を施行せり其翌六日に至り種痘準備愈整頓せしを以て臨時種痘に着手し該月十九日を以て在監人一同の種痘を結了せり爾後新發患者ある毎に監房衣服等充分

なす消毒法を行ひ患者は別室に隔離し病毒傳播の虞
なからしめたり然り而して新患者の發生は急進に増
加せず又舊患者より直接傳染の成績を認めずして唯
監房より散在性に發生するを實驗せり十一月中は八
人の新患を出し十二月十六人の新患を出すに過ぎず
本年本日に至る迄に僅に三人の新患を出すに過ぎず
當監獄該流行の概況なり三人の新患を出すに過ぎず
法行したる種流行の方法天然痘患者取扱法豫防消毒の方
一種痘流行法に就て
先十一月六日の在監人現在員に就ては天然痘を経
過せし者其疾病の爲め接種すべからざるものと除
關せず皆強制的に接種し該月十九日に至り一週先
終結を告げたるに接し新入監者あるに至り身熱浴衣
服交換等を行ひ如く施行し來りてと雖往々天然痘を
施行せし者此の如く施行し來りてと雖往々天然痘を
過せし者此の如く施行し來りてと雖往々天然痘を
明ならざる者は天然痘を経過せしものと係はらず種
居る施行するの方法を設け今猶此の如き方法を實行し

内譯

善感 二百二十三人
不感 五百四十三人
未檢 三十三人

一豫防消毒法

新入監のもののは先身体を沐浴せしめ衣服を交換し入
監前着用したる衣服及携帶したる物品は皆熱蒸氣消
毒法を施行し翌日に至り身体を檢査し變常なきとき

服交換加之石炭酸水を以て身体を拭はしめ傳染の虞
なきを斷定し初めに尋常在監人の中に入らしめ死亡
者之を火葬場に送り燃焼せしむ凡て該病者の使用
せし衣服臥具其他器物は醫師の認定により熱氣消毒
或は燒却等の嚴密なる消毒法を施行せり罹病中放免
期の來るも監視刑ありて引取人なきものは別房に留
置其他は市中檢疫事務所に引渡せり
本日迄の天然痘患者は左の如し
總數二十七名

全治十六人
現在六人
死亡三人
出監二人

一天然痘患者に接する看守押丁及看護夫等は若干名
を別に勤務せしめ該病毒に接する毎に豫防衣を與へ
出入嚴に消毒を施行せり

明治廿五年一月廿七日 栃木縣監獄署

●巡查看守にして陸軍現役滿期の下士兵卒召
集免除に關する徵兵令の適用

巡查看守の職務は他の官吏と異にして晝夜間斷なく
從事し且巡查は各一人ごとに受持區を負擔せしめあ
り又看守は囚徒の員數に應じて之を配置するものな
れば孰れも容易に餘人を以て其職務を代行せしむる
とは成り難し然るに巡查看守奉職中の者にして陸軍
下士兵卒現役滿期の者少しとせず徵兵令を按するに
第十四條 豫備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ之ヲ召

は直ちに種痘を施し三晝夜間隔離室に入らしめ後
初めに從來の種痘を施し三晝夜間隔離室に入らしめ後
を呈するもののは淺嫌疑者として直に隔離し天然痘初
起の疑あるものは深嫌疑者として又直ちに隔離し
其役を休止し適宜の藥劑を與へて是を療養せしめ
疑者は症狀退治すれば其儘直ちに就て消毒せしめ
深嫌疑者等入監後初めに就て同一の手續を以て消毒
行し而して後新入監者と同様の手續を以て消毒
朝淺深嫌疑者中より就て同一の手續を以て消毒
直物品は隔離者中より就て同一の手續を以て消毒
消毒物品は隔離者中より就て同一の手續を以て消毒
週間其模範を視察し變狀を呈せざれば是又身體沐浴
衣服交換の後就て役せしむるに等常監房中の最末端
疑者を入るには尋常監房より凡六七間を去る
深嫌疑者を入るには尋常監房より凡六七間を去る
凡そ三十間餘の處に假傳染病室は四人監房を去る
一監房消毒法は始め各監房に就き硫黃熏蒸法を行ひ
つゝありしも豫防の効力微弱なるを發見せしより後
ち更け昇永水を撒布せしめ格子板天井等一切昇永水
衣服は熱蒸氣消毒法を施行せり
一天然痘患者取扱法
前に述べる如く新患者發生する毎に假傳染病室に移
し醫師毎日其症狀を診査し適宜の療法を施し病室
周圍には不絶石炭酸を撒布し結痂の飛散を防禦する
爲め各蚊帳を釣下せしめ全治せしものは身体沐浴衣

集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内勤務演習

ノ爲メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閱點呼ヲ爲ス

第十五條 後備兵ハ戰時若クハ事變ニ際シ豫備兵

ニ次テ之ヲ召集ス平常ニ在テ勤務演習及簡閱點

呼ヲ爲スコト豫備兵ニ同シ

とあるを以て現役滿期の下士兵卒に係るものは無論
召集に應ぜざるへからず爲めに往々實務に差支を生
し不都合少なからざるは實際見る所なり斯く不自由
なる規則の下に立つ者なれども曾て嚴肅なる規律の
下に養成せられたるものなれば之を任用するは警察
司獄の事務上頗る便益あるを以て今日迄は重に之を
任用することを務めたり人員の増加するに従て召集の
爲めに差支を生ずるは自然の結果にして目下既に差
置き難き場合に迫れり徵兵令第二十二條及豫備後備
下士兵卒服役條例を按するに
徵兵令第二十二條 餘人ヲ以テ代フ可カラサル職
務ヲ奉スル官吏及市町村長、助役及收入役ハ豫
備兵ニ在ルト後備兵ニ在ルトヲ問ハス勤務演習
簡閱點呼ノ爲メ召集スルコトナシ
法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同

陸軍豫備後備下士兵卒服役條例第三條 豫備後備下士ニシテ文官ニ任セラル餘人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スルモノ及市町村長、助役、收入役ト爲ル者ハ勤務演習簡閱點呼ノ爲メ召集スルコトナシ

法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員ト爲ル者其開會中亦同シ

餘人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル者ハ豫メ當該官廳ヨリ内閣ニ具狀シ認可ヲ受ケ本人所管ノ大隊區司令官ニ通報ス可シ其事故止ミタルトキ亦同シ

豫備後備兵卒ニシテ徵兵令第二十二條ニ當ル者亦前項ノ例ニ依ル

以上の條項ヲ照合して巡查看守に適用し以て前述の如き不都合即ち召集に應じて實務に差支を生ずることを防ぐの途を求むるに巡查看守は純然たる官吏といふを得されども客年勅令第七十一號を以て判任官の待遇を受くることとなり且其職務は實際餘人を以て代ふることを得ざる場合あるを以て之れが召集を免除するの理由なきにあらす因て其筋に於ては種々詮議を遂げ召集の爲めに實際上の差支を防ぐの目的の定

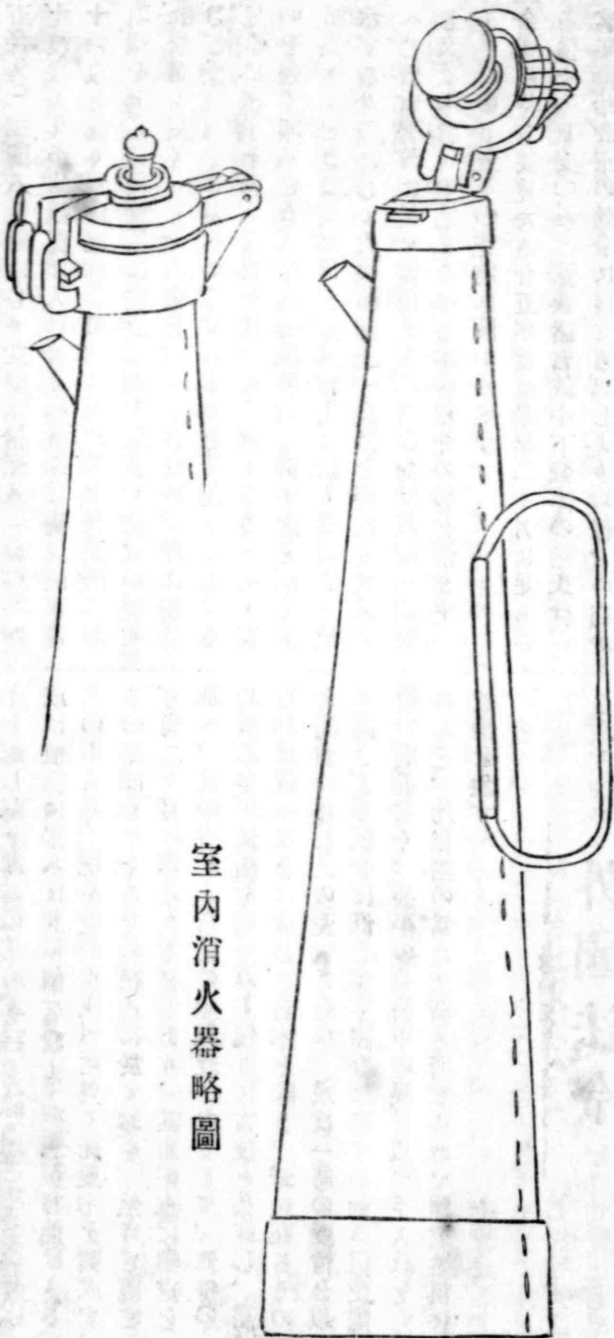
め終に 陸軍現役滿期ノ下士兵卒ニシテ巡查看守奉職ノ者ハ陸軍豫備後備下士兵卒服役條例第三條第三項ノ手續ヲ履ミ勤務演習簡閱點呼ノ爲メノ召集免除ヲ請フ

といふことになりしとか而して第三項に依り内閣へ具狀するは免除を請ふへき人名官職餘人を以て代ふへからざる理由を詳具し其地方の長官より直に内閣に提出するなり此手續に依り召集を免除せらるゝときは巡查看守諸氏の便利は勿論警察監獄兩事務上に於ける利益は實に莫大にして是より愈々擴張の勢運に進んと企圖して望むべきなり

●室内用消火器

今回東京工業學校(文部省直轄)に於て監督し製作せしめらるゝ所の本器は英國製に摸し少しく改良を加へ堅固を主として製作したるものにして薬品の作用に依り器内の水を噴出せしめ其注かんとする所へ自由自在に灌くことを得且至極輕便なるを以て婦女子と雖容易に使用することを得へし故に室内消火用には最も便利のものなり從來の消火水(玻璃瓶ニ入)も効驗顯著ならざるに非ずと雖失火の局所高きに在るときは

みならず噴出する水亦消火水と同しく自ら消火の性質を有するものなれば水量僅少なれども其効著大な



室内消火器略圖

り文部省を初め己に該器を備へ又之れを備へんとする詮議中の官廳少からず本會員親しく該校に就き器

械並に薬水の作用等いと丁寧なる説明を聞きたり思ふに家根裏、椽下等に燃火し事將に大事に至らんと

する時に於て此器此藥水を注射せは必ず其効を奏せん今其使用法の大略并價額を聞くに一個（凡一升五合入）二圓八十錢にして此藥水拾瓶入（箱詰）四十錢なり又平時該器に入れ置くへき水は重碳酸曹達十六匁を能く水に混和し筒内に入れ然る後硫酸入玻璃球を倒し筒内受器に安置し蓋を緊著し便宜の場所に裝置し置くへし尤右蓋を爲すときは玻璃球に觸れざる様注意せざるへからず若本器を使用せんとするときは把手を持ち其口を注かんと欲する方へ向け其頭を強く叩くときは筒内の玻璃球破碎す之を能く振り動かすときは藥品混和し其作用に依り其口より噴水するものにして火災消防上一良器を得たりと云ふへし若官署等に於て需用せられたき向は該校へ依頼し又は本會へ申込まるべし本會紹介の勞を惜まらず

●廿五年の花將に開かんとす

余輩の待ち設けたる廿五年度は最早二月月に足らざる僅々の日支のみ、巡查諸君就中下級俸の諸氏は、客年俸給改正の勅令に接せられしより以後、心算かに廿五年彌生の花の好時節を期望せられしならん、諸君と喜愛を俱にする余輩に在つても亦た一日千秋の思ひありし、諸君と余輩とは此好時節に逢遇し彼

の爛熳たる櫻花を見んと欲する冀望のみ、然るに此花園の主宰者、及び其監督員の苦心經營は幾干そ、土を起し草を蒔るの傍ら、古枝を除き亦新芽を伐り、或は植換に接木に其準備は我々が想像し能はざるものあらん、況や近時世上風雨荒く此愛木を養成するの期節を妨ぐるもの有るに於ておや、然りと雖も尙二ヶ月に垂んたる日支あり、其間鄭重に鄭重を加へ、彼の少しく活潑の生氣衰へたりとて、他年の功勞他年の愛甌を顧りみず慢りに古枝を伐採し、喬むれば望みなきに非ざる若木を除き、野に在るものを庭前に移し人の愛甌を奪ひ、或は一時の愛憎を以て高きより低きに低きより高きに移すか如き偏愛偏憎の處置なく、公平の見公平の眼を以て手入れせられんと、此花園の爲めに祈る所なり敢て諸君と俱に感懷を叙す

外國法令

●英國爆發物取締法（承前）

●第五條 從犯者の刑罰
何人たりとも女皇陛下の領地内に於て、又は領地以外と雖ども女皇陛下の臣民にして金錢を供給し若くは貰受け又は邸宅を貸與若くは供備し又は原料を供給し其他如何なる方法を以てするを問はず、苟くも本法に定むる犯罪の遂行を勧誘し、謀議し、幫助し、煽動し其他犯罪の遂行に附随したるときは重罪を犯したりとなし、其の犯罪の爲め審問を受け處罰を受けること猶ほ正犯に於けるか如くなるべし

（譯者曰く）從犯は之を處罰すること正犯より輕さは普通の法例なり、本條云ふ所、悉く純正なる從犯を以て視るへからずと雖ども、其の從犯を以て正犯と同一視するに至りては復た稍く苛酷に涉れりと云ふべし

●第六條

（第二項） 公訴を受けたる被告人なしと雖ども治安裁判官は檢事總長の命令により審廷を開くべき事
檢事總長は本法に定むる犯罪ありと思料するときは治安裁判官に命令して本條に依り審廷を開かしむることを得、此場合に於ては犯罪あり若くは犯罪の嫌疑ある地の治安裁判官は縱使該犯罪の爲め公訴を

受けたるものなしと雖ども其地の警察裁判所、小會議裁判所臨時裁判所若くは警察官廳に於て審廷を開き、如何なる證人なりとも之を召喚し宣誓の上之を尋問し其證人の口供を取り、且つ必要と認むるときは特に擔認狀を發して該證人を羈束し次期の小會議に出廷して證言せしめ又は擔認狀を發したる後三ヶ月内は何時たりとも出廷して證言せしむることを得總て證人を強制して出廷せしめ又は報告若くは訴告の事件に就き出廷したる證人をして證言を爲さしむること等に關する諸法律は本條の證人の出廷を強制し又は其證書を要むるに就ても尙ほ之を適用するものとす

（譯者曰く）本條は通して四項より成り、本法中最も主要なる條文なりとす、而して本條文の法意は英國法律中從來會て之なき所にして實に今回の創始に係るものとす、蓋し審廷は公訴を受けたる被告人ありて初めて開始せらるべきものにて、其之なきに審廷を開くは實に本法を以て嚆矢となす、是れ畢竟爆發物に關する犯罪の搜查を容易にし以て其の防遏を敏捷ならしむるに外ならず、但し從前と雖ど

も被告人なくして審廷を開くこと稱本法に背たる者は即ち之ありき、暴死變死等あるに當り檢察官の開く審問即ち之なり、然れども二者の間軒輊あるは殊更に贅辨を要せざるべし

(第二項) 證人は犯罪となるべき事件に對しても尙は應答の義務ある事

本條の證人は如何なる事件と雖ども應答するの義務ありとす、故に其應答の自己を犯罪に陥れ、若くは犯罪に陥るゝの傾向ありとするも之を以て其證言を拒むを得ざるものとす、但し本條尋問の爲め證人の爲したる陳言は僞誓に關する刑事訴訟の場合を除くの外該證人に對する其他の訴訟(民事刑事を問はず)に於ては證據として效力を有することなかるべし

(譯者曰く) 酷中の酷尙は此の寛典を寓す、自由國の眞面目茲に至りて燦然又其光輝を放つと云ふべし自己に不利なる證言すら尙は且つ強求して已まず、然かも敢て之を以て他の犯罪を奸發するの具となすを禁制せり、噫眞個の自由國

(第三項) 本條の規定により本法の犯罪に關し其の人の審問を行ふ治安裁判官は該犯罪に關し其の人に

警察監獄學會雜誌第三卷第三號附註明治廿五年二月十一日印刷全年全月十五日出版

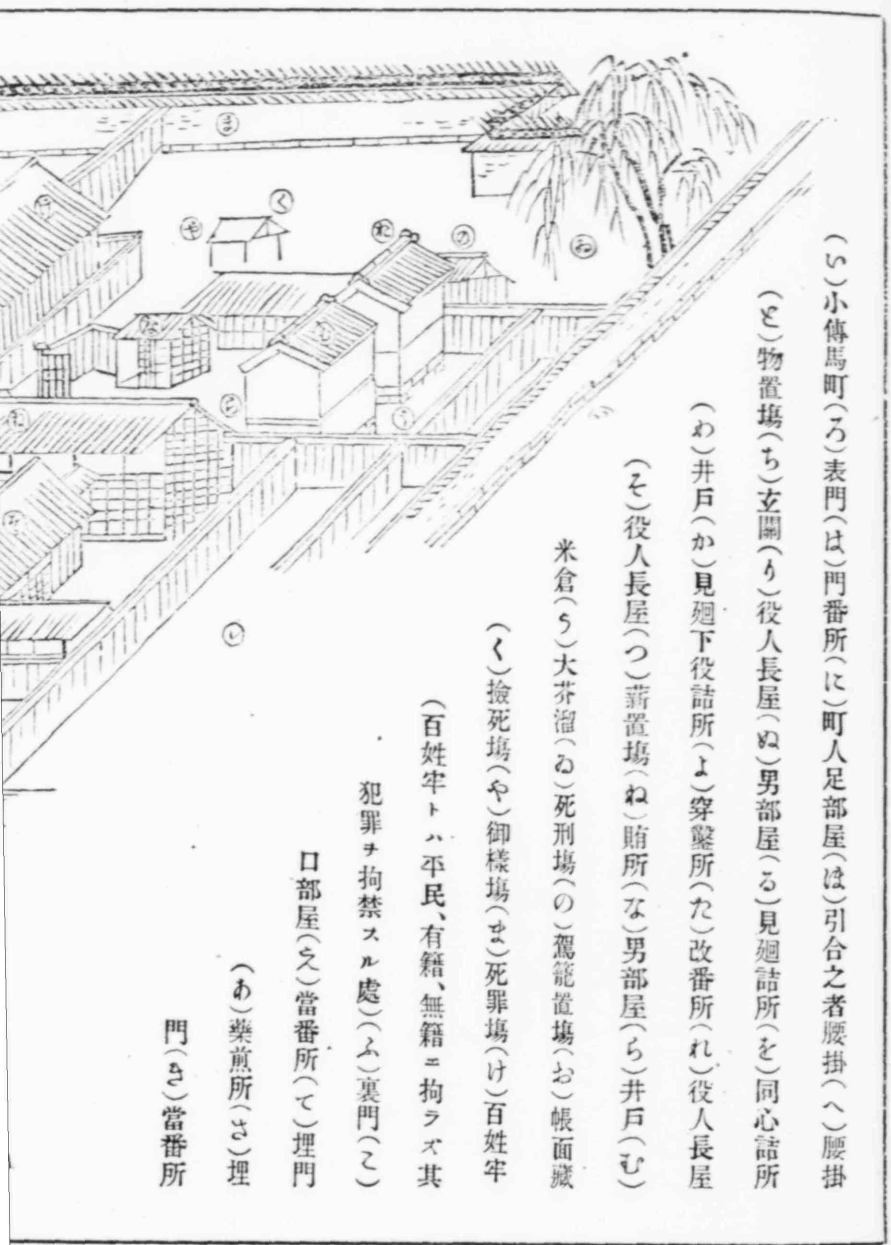
對する裁判に關與することなかるべし

(第四項) 逃匿したる證人を逮捕する事

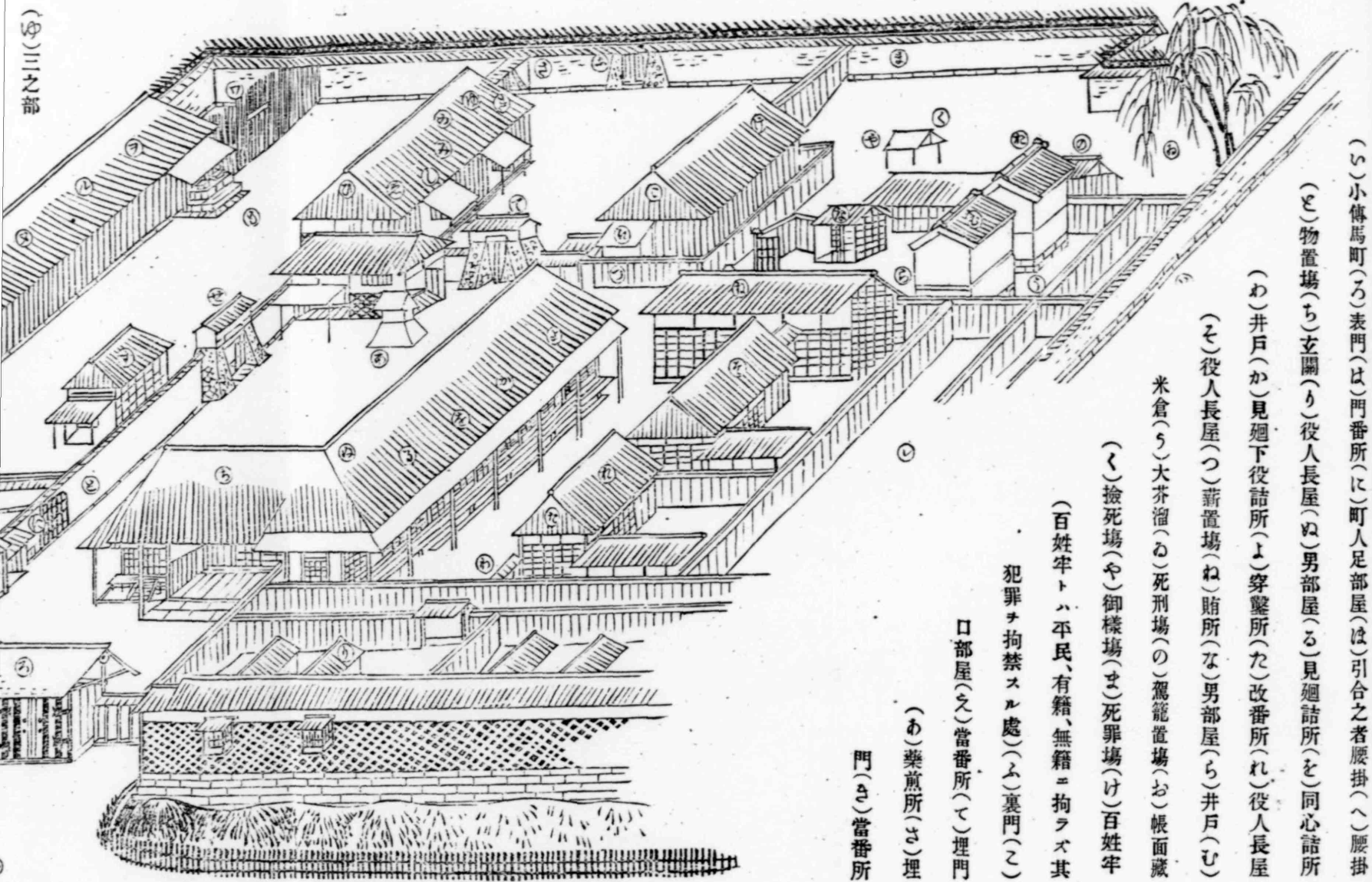
何人たりども擔認狀により本法に關する犯罪の爲め治安裁判官の面前若くは刑事の法廷に出席して證言を爲すの義務を負ふ者にして逃匿し又は逃匿せんとしたるとき、治安裁判官は必要と認むるときは之を逮捕の爲め令狀を發することを得但し誓言を附し書面を以て逃匿の旨を届出たる者ある場合に限る

令狀に因り逮捕し得たるとき治安裁判官若し之を繫獄するにあらざれば裁判の目的を達すること能はずと認むるときは擔認狀に因り證言を爲す義務を負ふと問は之を監獄に下すことを得、但し此の期間に於て充分なる保證金を出したるときは此限に在らず逮捕せられたる證人は右逮捕令狀の根本たりし届書の謄本を申受くることを得

(未完)



- (ア) 小傳馬町 (ロ) 表門 (ハ) 門番所 (ニ) 町人足部屋 (ホ) 引合之者腰掛 (ヘ) 腰掛
- (ト) 物置場 (チ) 玄關 (リ) 役人長屋 (ヌ) 男部屋 (ル) 見廻詰所 (セ) 同心詰所
- (ワ) 井戸 (カ) 見廻下役詰所 (ヤ) 穿鑿所 (タ) 改番所 (レ) 役人長屋
- (ソ) 役人長屋 (ツ) 薪置場 (ネ) 賄所 (ナ) 男部屋 (ラ) 井戸 (ビ)
- 米倉 (ウ) 大芥溜 (ム) 死刑場 (ノ) 駕籠置場 (オ) 帳面藏
- (ク) 檢死場 (ヤ) 御樣場 (セ) 死罪場 (ケ) 百姓牢
- (百姓牢トハ平民、有籍、無籍ニ拘ラズ其
- 犯罪ヲ拘禁スル處) (ム) 裏門 (コ)
- 口部屋 (エ) 當番所 (テ) 埋門
- (ウ) 藥煎所 (サ) 埋門 (シ) 當番所



(い)小傳馬町(ろ)表門(は)門番所(に)町人足部屋(は)引合之者腰掛(へ)腰掛

(と)物置場(ち)玄關(り)役人長屋(ぬ)男部屋(る)見廻詰所(を)同心詰所

(わ)井戸(か)見廻下役詰所(よ)穿鑿所(た)改番所(れ)役人長屋

(そ)役人長屋(つ)薪置場(ね)賄所(な)男部屋(ら)井戸(む)

米倉(う)大芥溜(ゐ)死刑場(の)駕籠置場(お)帳面藏

(く)檢死場(や)御樣場(せ)死罪場(け)百姓牢

(百姓牢トハ平民、有籍、無籍ニ拘ラズ其

犯罪ヲ拘禁スル處)(ふ)裏門(こ)

口部屋(え)當番所(て)埋門

(わ)藥煎所(さ)埋

門(き)當番所

- (ゆ)三之部
屋(め)一之部屋
(み)揚座敷(揚座敷ト
ハ將軍ニ謁見スル者ノ、犯
罪ヲ拘禁スル處(し)當番所(ゑ)
一之部屋(ひ)張番所(も)湯遣所
(せ)埋門(す)改番所(イ)拷問場
(ロ)湯遣所(ハ)竹塀(コ)西貳間牢(ホ)
西大牢(大牢ハ百姓牢ト同シ)(ヘ)西奥揚屋
(揚屋トハ上人、僧侶ノ犯罪ヲ拘禁スル處)(ト)西
口揚屋(チ)當番所(リ)東口揚屋(ヌ)東奥揚屋(ル)
東大牢(チ)東貳間牢(ワ)竹塀(カ)土手(ヨ)明地(タ)辻番
木戸(レ)石出帶刀(ッ)町家

